

石巻市被災者自立再建促進プログラム

石 巻 市

目次

1	被災者自立再建促進プログラム策定の趣旨	1
1.1	プログラムの目的	1
1.2	プログラムの計画期間	1
2	被災者の現状	2
(1)	被災の状況	2
(2)	応急仮設住宅の入居状況	2
3	「住まい」の再建	3
3.1	住まいの再建状況	3
3.2	住まいの整備スケジュール	3
3.3	応急仮設住宅入居者の再建計画の確認	3
(1)	再建意向が未決定の世帯への自立計画届出書による 再建計画の確認	3
(2)	再建意向決定のための支援	4
(3)	自立再建が困難な世帯への支援	4
3.4	応急仮設住宅の供与期限	5
(1)	応急仮設住宅の供与期間	5
(2)	供与期間の終了（平成30年度）	5
(3)	特定延長について	5
3.5	在宅被災者の状況把握と支援	5
4	意向調査から見える自立再建に向けた課題	6
(1)	住まい	6
(2)	健康・福祉	6
(3)	暮らし向き（家計）	7
(4)	コミュニティ	8
5	自立再建を実現するための4つの基本的な視点	9

6	被災者の自立再建支援策	10
	(1) 「住まいを再建した世帯」	10
	(2) 「住まいの再建意向が決定している世帯」	11
	(3) 「住まいの再建意向が未決定の世帯」	12
7	プレハブ仮設団地移転・集約プログラム	15
	(1) プレハブ仮設団地集約の基本的な方針	15
	(2) プレハブ仮設団地集約に関する配慮	15
	(3) 集約拠点団地	15
	(4) プレハブ仮設団地移転・集約スケジュール	16
	(5) プレハブ仮設団地に入居している方への説明会・個別相談	16
8	プログラムの推進体制	22

(資料編)

1 被災者自立再建促進プログラム策定の趣旨

1.1 プログラムの目的

本市では、市民の皆様と共に東日本大震災からの一日も早い復興実現を目指し、石巻市震災復興基本計画（平成 23 年度～32 年度）に基づき、復旧・復興のため総合的に取り組んでいます。

震災から 5 年が経過し、新たな住まいで生活を始められた方が増えていますが、被害の大きい本市では、未だ多くの方が仮設住宅等で生活を続けています。これらの方の中には、自宅の完成や復興公営住宅への入居を待つ方など、住まいの再建が決まっている方もいますが、いまだ決まっていない方も多く、心身の健康面や経済面の事情など様々な課題を抱えて再建方法が決められない方への支援が急務となっています。

一方、生活再建に向けた各種支援事業により再建先の住まいへの移転が進むことで、仮設団地の入居率が低下し、コミュニティや生活環境の維持が困難となる団地も増えています。

本プログラムは、被災された全ての方が一日も早く希望の持てる生活が送れるよう、現状と課題を整理し、自立再建に向けた具体的な支援を実施するために策定するものです。

1.2 プログラムの計画期間

本計画は、平成 28 年度から石巻市震災復興基本計画の目標年である平成 32 年度までの 5 か年計画とします。

◆計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度（5 か年）

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
石巻市震災復興基本計画 （平成 23 年度～32 年度）	復旧期 H23～H25		再生期 H26～H29				発展期 H30～H32			
石巻市被災者自立再建促進 プログラム （平成 28 年度～32 年度）						自立 計画 確定	再建 促進	再建後 のフォロー		

2 被災者の現状

(1) 被災の状況

石巻市の被害の状況		[]は全国(H28.3.10 警察庁発表)
○人的被害	死者	3,181人 [15,894人]
	行方不明者	419人 [2,561人]
○建物被害	全壊	20,039棟 [121,805棟]
	半壊	13,048棟 [278,521棟]
	一部損壊	23,615棟 [726,146棟]
	合計	56,702棟 [1,126,472棟]
○地盤沈下	最大沈降	-120cm(牡鹿地区鮎川)

※石巻市の被災住家数は、被災前全住家数の76.6%を占めます

避難状況

- 最大避難者数 50,758人(H23年3月17日時点)
- 最大避難所数 259箇所

※避難所は平成23年10月11日、待機所は同年12月11日をもってすべて閉鎖

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

(2) 応急仮設住宅の入居状況

応急仮設住宅の入居状況は、ピーク時の入居戸数に比べ、約 6,700 戸（約 50%）減少していますが、現在も 6,451 世帯が入居しています。

* 応急仮設住宅：プレハブ仮設住宅及びみなし仮設住宅等

	整備状況		入居状況					
	箇所数	戸数	比較時期	入居戸数	入居世帯数	入居人数	入居率:%	空き戸数
プレハブ 仮設住宅	133	7,122	ピーク時(H24.6)	7,102	6,707	16,788	99.7	20
			現況(H28.5)	3,746	3,499	7,776	52.6	3,376
			変化	▲ 3,356	▲ 3,208	▲ 9,012		
みなし 仮設住宅	-	-	ピーク時(H24.3)	-	5,899	15,482		
			現況(H28.5)	-	2,630	6,224		
			変化	-	▲ 3,269	▲ 9,258		
県外仮設 住宅等	-	-	ピーク時(H24.5)	-	485	997		
			現況(H28.5)	-	322	627		
			変化	-	▲ 163	▲ 370		
合計	133	7,122	ピーク時	7,102	13,091	33,267		
			現況	3,746	6,451	14,627		
			変化	▲ 3,356	▲ 6,640	▲ 18,640		

入居率
= 入居戸数 / 整備戸数

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

▼プレハブ仮設住宅の地区別入居状況

地区	団地数	着工戸数 (a)	入居戸数 (b)	入居世帯数	入居人数	入居率 (b/a:%)
石巻	73	4,174	2,100	1,919	4,384	50.3%
河北	9	847	509	499	1,029	60.1%
雄勝	7	130	71	73	151	54.6%
河南	19	961	474	416	882	49.3%
桃生	4	331	117	107	202	35.3%
北上	3	234	159	162	404	67.9%
牡鹿	18	445	316	323	724	71.0%
合計	133	7,122	3,746	3,499	7,776	52.6%

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

* 家族の人数が多い場合、1世帯で2戸に入居している場合がある。

3 「住まい」の再建

3.1 住まいの再建状況

応急仮設住宅に入居した世帯の住まいの再建状況は以下のとおりです。

生活再建状況	世帯数	割合 (%)
(1) 「住まいを再建した世帯」 応急仮設住宅から恒久住宅に移転した世帯	6,590	50.5
(2) 「住まいの再建意向が決定している世帯」 応急仮設住宅に入居中で、住まいの再建方法や時期が決定しており、住まいの完成や提供を待っている世帯	5,332	40.9
(3) 「住まいの再建意向が未決定の世帯」 応急仮設住宅に入居中で、住まいの再建方法や時期が決定していない世帯	1,119	8.6
計	13,041	100.0

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

3.2 住まいの整備スケジュール

復興公営住宅及び防災集団移転事業の今後の整備スケジュールは以下のとおりです。

		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期
住まいの整備計画	復興公営住宅	復興公営住宅の整備					
	防災集団移転	新市街地・半島部の造成・基盤整備					
		住宅建設					

* 点線矢印は一部の復興公営住宅の整備が平成 30 年度まで期間を要することを表したものです。

今後も住まいの再建意向が未決定の世帯の再建先について意向確認を進め、それを踏まえた住まい確保及び提供を実施していきます。

3.3 応急仮設住宅入居者の再建計画の確定

(1) 再建意向が未決定の世帯への自立計画届出書による再建計画の確定

応急仮設住宅はあくまでも仮の住まいであり、供与開始から 5 年が経過している現在も入居中の方については早期に再建先を決定する必要があります。しかしながら、これまでの調査結果からは依然として住まいの再建方法や時期を決めていない方や決めかねているという方も少なく、再建方法等が不明の場合には、市が必要な支援を行うことが難しいものと考えています。

よって、平成 28 年夏期において、再建方法の確認が必要な世帯から自立計画届出書を提出していただき、再建方法、時期等の具体的内容を把握します。

この自立計画届出書は、応急仮設住宅入居中の世帯の自立再建のために市の支援策を決定する大変重要な届出書です。提出いただいた計画内容を踏まえ、「住まい」の提供、確保の支援を実施していきます。

また、この届出書は再建意向の確認に加え、各世帯の個別事情に応じた仮設住宅供与期間の決定資料としても必要です。そのため、自立計画届出書が期間内に提出されず再建方法等を確認できない世帯は、国及び県への手続きがとれず応急仮設住宅に引き続き入居することができない場合がありますので、**自立計画届出書が届いた方は期間内に必ず提出をお願いします。**

(2) 再建意向決定のための支援

市では、仮設住宅入居中の世帯が恒久的な住まいへ移行できるよう平成 27 年度から応急仮設住宅被災者自立生活支援事業を実施しています。この事業では、自立生活支援専門員と自立生活支援員（復興支援員）が仮設住宅に訪問し、世帯個々の実情を踏まえ、関係機関と連携しながら支援を行っています。

自立計画届出書を作成される際も、住まいの再建意向の決定にお困りの方や手続き支援が必要な方には個々に訪問し、情報提供や書類作成の支援などを実施していきますので生活再建支援課にご相談願います。

また、それでも、住宅再建の見通しが立たない方に対しては、宮城県被災者転居支援センターに相談内容をつなぐなど、宮城県とも連携しながら生活再建を支援していきます。

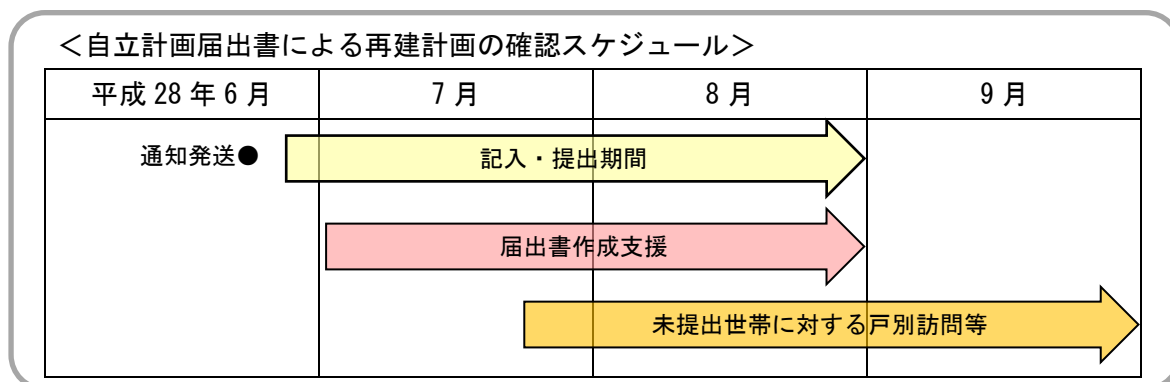
▼ **参考** 平成 27 年度 応急仮設住宅被災者自立生活支援事業の活動実績

項目	自立生活支援専門員及び 自立生活支援員の活動状況（件数）
支援対象と思われる世帯への訪問	1,165 件
個別相談等支援	583 件
関係機関との連絡調整（会議等）	236 件

(3) 自立再建が困難な世帯への支援

自立再建が困難な世帯には訪問等による状況把握や相談をしながら、個別ケースごとに自立再建や今後の生活に必要な手続支援を実施していきます。

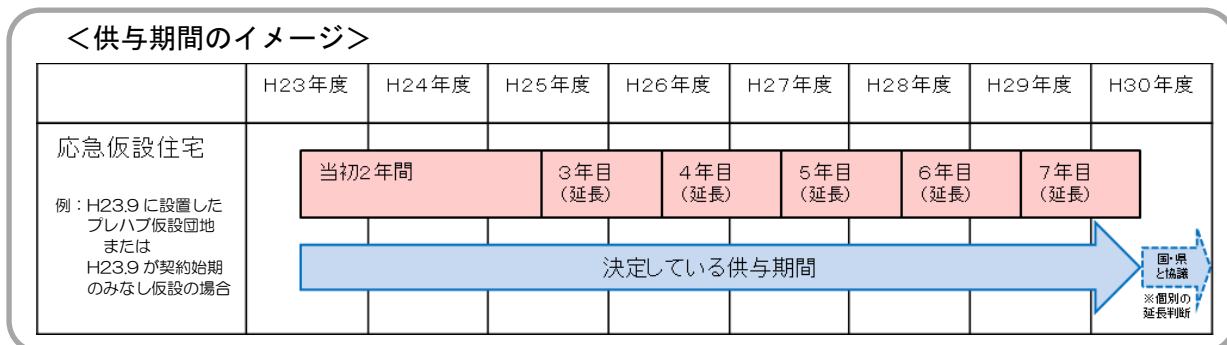
※**自立再建が困難な世帯**：障がい者や高齢者の方等で、自ら恒久住宅へ移転する時期、方法等の道筋が立てられず、専門員による支援が必要な世帯（他者との意思疎通やコミュニケーションができないなど、保健・医療又は福祉の専門職の支援が必要な世帯）



3.4 応急仮設住宅の供与期限

(1) 応急仮設住宅の供与期間

応急仮設住宅は、当初、建設から2年間の設置が認められ、その後1年ごとに延長利用（供与期間の延長）が認められており、現在、供与期間は設置から7年後の平成30年度までの延長が決定しています。供与期間は延長となりましたが、市では早期の自立再建移転を促進していきます。



(2) 供与期間の終了（平成30年度）

応急仮設住宅の供与期間は平成30年度中で終了予定です。（上記「供与期間のイメージ」参照）
 これまでは、協議により1年ごとの一律延長が決定されてきましたが、市の復興公営住宅等の住まい整備が進み住宅が不足する状況がおおむね解消されることから供与終了となります。

このため、**遅くとも平成30年度中の各プレハブ仮設団地又はみなし仮設住宅の供与終了時には恒久的住宅へ移転できるよう応急仮設住宅入居中の方々に再建計画を立てていただくため、市は寄り添いながらきめ細やかに支援していきます。**

※平成23年3月契約始期のみなし仮設住宅については、平成30年3月中に供与期間が終了となります。

(3) 特定延長について

応急仮設住宅に入居中の世帯の中には、復興公営住宅への入居、防災集団移転事業の宅地供給後の自宅建設完成待ちなど『特別な事情』があるために、7年間の応急仮設住宅の供与期間内に恒久的住宅へ移転ができない世帯もいると思われまます。このような世帯については、『自立計画届出書』を基に個別の供与期間延長の判断（特定延長）に関し、国及び県と協議をすることになります。

※（「3.3 応急仮設住宅入居者の再建計画の確定」参照）

3.5 在宅被災者の状況把握と支援

東日本大震災で大きな被害を受け、補修が完了していないと思われる自宅で生活を続けてこられた世帯、いわゆる「在宅被災者」の実態を把握するため個別訪問による調査を行っています。

調査対象世帯の多くが高齢者世帯であり、制度の複雑さもあって周知が十分ではない状況もうかがえ、震災から5年を経過した現在でも、補助制度を活用されていない世帯が見られました。

このことから、従来の広報だけでなく、市が委嘱した自立生活支援員による訪問型の積極的な支援を行っています。また、地区民生委員や支援団体、その他の関係機関等とも連携し、地域の中で孤立せず行政とのつながりが保てるよう配慮するとともに、各世帯個別の課題についても社会福祉士等の自立生活支援専門員等の助言や他の専門職につなぐ枠組みなどを整備し、支援していきます。

4 意向調査から見える自立再建に向けた課題

応急仮設住宅入居世帯へ平成 27 年 7 月から 10 月にかけて生活再建意向調査を実施し、8,208 世帯（平成 27 年 7 月 1 日時点）のうち 7,615 世帯（92.8%）の生活再建意向（未決定含む）を確認しました。（P.25 参照）

(1) 住まい

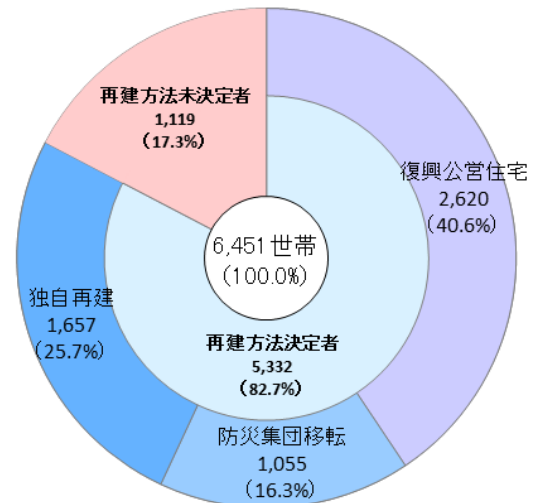
○再建方法決定

- ・「復興公営住宅」が 40.6%
- ・「独自に再建を予定している世帯」が 25.7%
- ・「防災集団移転」が 16.3%

○再建方法が未決定 17.3%（1,119 世帯）

▼応急仮設住宅入居者の再建方法

（平成 28 年 5 月 1 日現在の状況）



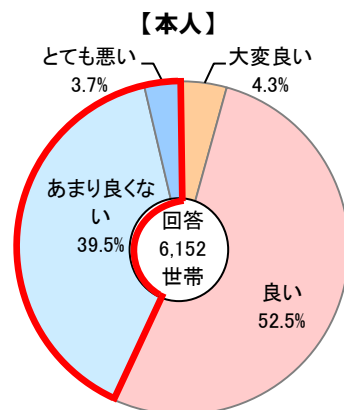
【課題】

○再建方法が決まらない世帯がまだ 1,100 世帯以上となっている。

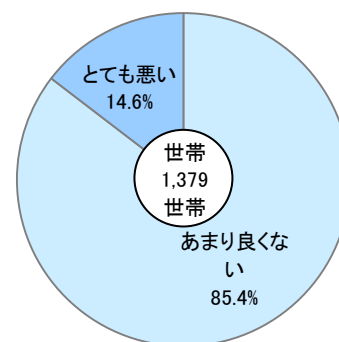
(2) 健康・福祉

- ・本人の「体調があまりよくない」が 39.5%
- ・「とても悪い」が 3.7%（225 人）
- ・体調の優れない方の約半数が、気分の落ち込みやイライラ等に悩んでいる。（P.32 参照）
- ・回答者の家族に「体調の優れない家族がいる」が 1,379 世帯

▼現在の体調



【体調が優れない家族】



- ・平成27年度の応急仮設住宅（プレハブ）入居者健康調査で経年変化をみると、体調が「あまり良くない」「とても悪い」を合わせると、H25調査で18.5%、H26調査で19.2%、H27調査で22.4%

<体調>			
	H25調査	H26調査	H27調査
大変よい	1,080人 (16.0%)	947人 (17.0%)	576人 (13.9%)
まあよい	4,429人 (65.5%)	3,564人 (63.8%)	2,636人 (63.7%)
あまり良くない	1,137人 (16.8%)	984人 (17.6%)	822人 (19.9%)
とても悪い	115人 (1.7%)	92人 (1.6%)	104人 (2.5%)
合計	6,761人 (100.0%)	5,587 (100.0%)	4,138人 (100.0%)

(平成25年度～平成27年度応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査)

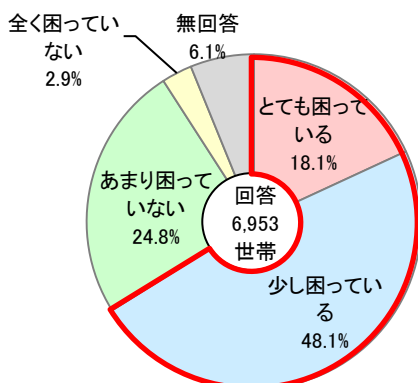
【課題】

○仮設住宅において体調が悪い人の割合が増加している。

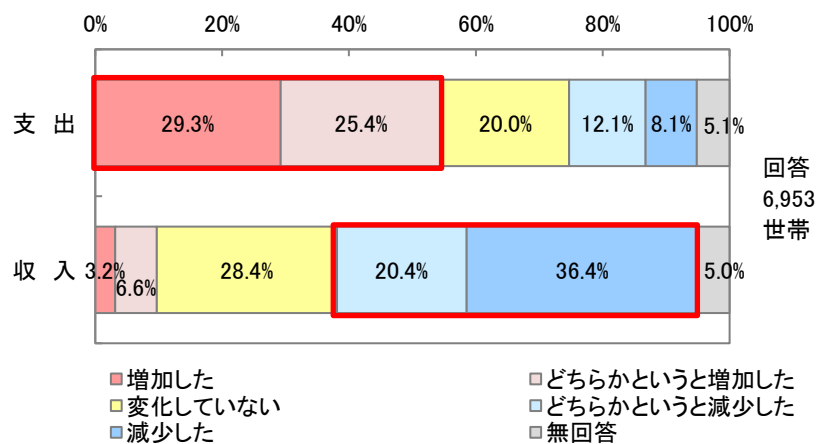
(3)暮らし向き（家計）

- ・経済的に困っている世帯が66.2%
- ・支出が増加した世帯が54.7%
- ・収入が減少した世帯が56.8%

▼現在の経済状況



▼震災前と現在の生活費における支出と収入の変化



【課題】

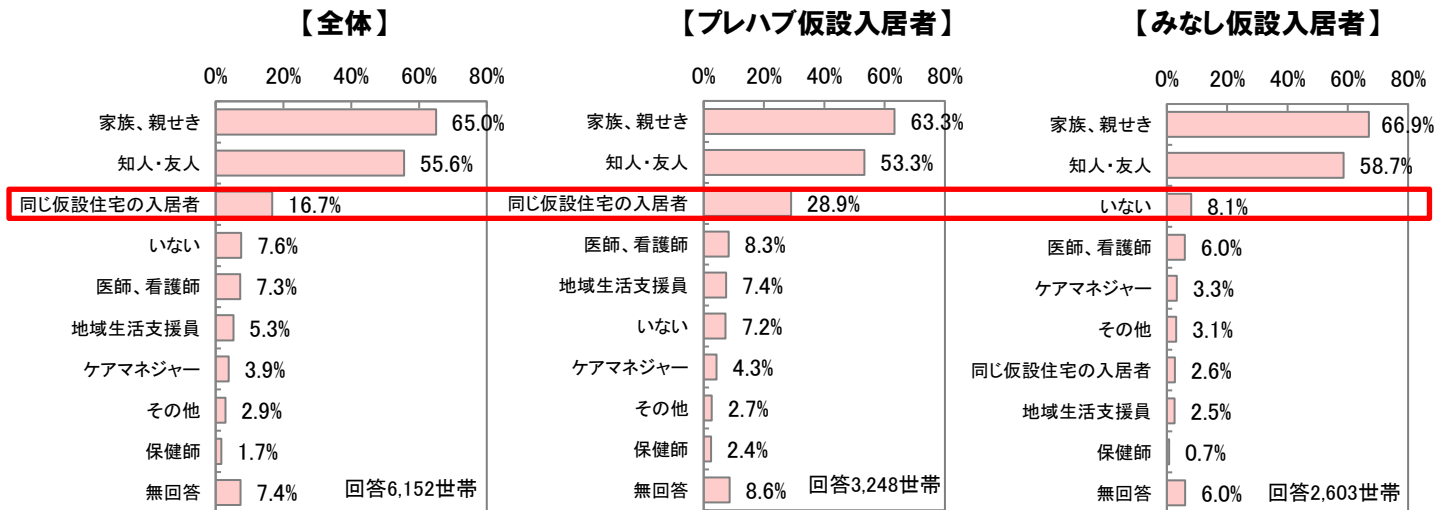
○支出が増加した世帯、収入が減少した世帯がそれぞれ半数以上となっている。

(4) コミュニティ

○身近な話し相手

- ・全体で「家族、親せき」が 65.0%、「知人・友人」が 55.6%
- ・プレハブ仮設住宅入居者は 3 番目に「同じ仮設住宅の入居者」が多い
- ・みなし仮設住宅入居者は 3 番目に「身近な話し相手がいない」が多い

▼身近な話し相手の有無 (複数回答あり)



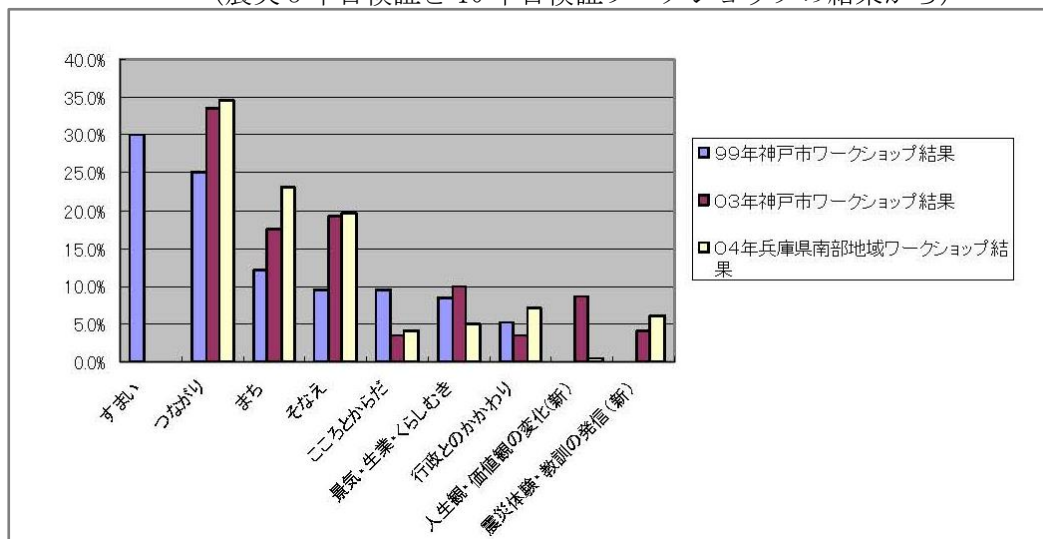
【課題】

○再建後の移転先によっては、環境の変化により孤立化が進むことが懸念される。

参 考

阪神・淡路大震災における震災後 5 年目、10 年目の検証ワークショップ（神戸市）の結果では、生活再建を進める上で重要とされることの上位に「つながり」が常にあり、コミュニティの重要性がうかがえる。

▼生活再建を進める上で重要だと指摘された意見群の変化
(震災 5 年目検証と 10 年目検証ワークショップの結果から)



出典：災害弱者の震災と復興－阪神・淡路大震災から 10 年の道のり－(同志社大学教授 立木茂雄)

5 自立再建を実現するための4つの基本的な視点

再建先の住まいへ移転した方、仮設住宅に入居している方等の状況に合わせ、「住まい」「健康・福祉」「暮らし向き（家計）」「コミュニティ」の4つの視点から総合的な支援を実施します。

I 住まい

- ・生活の基盤となる自宅再建・移転支援
- ・住まい再建の意向決定に必要な支援
- ・生活状況に合わせた住まいの確保

II 健康・福祉

- ・震災後からの様々な悩みへの心のケア
- ・健康維持のための状況把握と健康相談・指導、予防
- ・地域の実情に応じた健康推進、生活支援

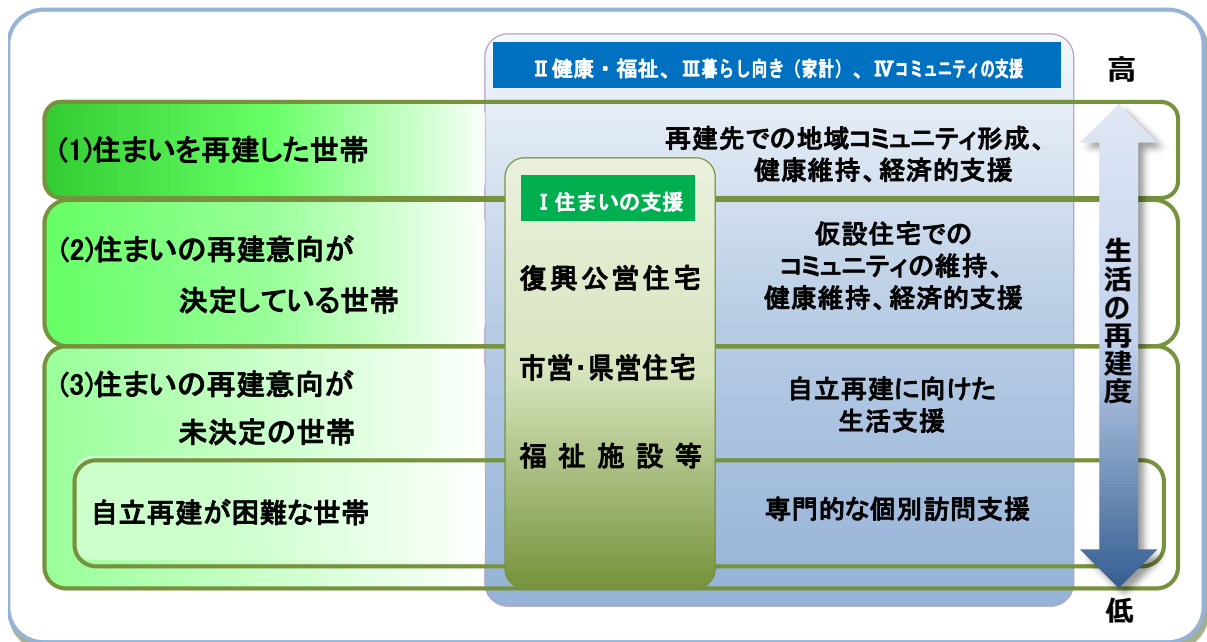
III 暮らし向き（家計）

- ・健全な生活を維持するための就労支援
- ・生活を再建するための経済的な支援
- ・生活困窮者に対する自立支援

IV コミュニティ

- ・人と人とのつながりを実感できるコミュニティの形成・維持の支援
- ・孤立防止のための見守り支援
- ・新たな生活の場での生きがいがづくり

被災者の生活再建状況と支援策のイメージ



6 被災者の自立再建支援策

生活再建状況に応じ、「住まい」「健康・福祉」「暮らし向き（家計）」「コミュニティ」の4つの視点により支援を実施します。

生活再建状況ごとの支援策

(1) 「住まいを再建した世帯」

再建先で孤立することのないよう、地域コミュニティの形成や社会参加を促進し、健康増進に努めます。また、各種就労支援を通じ、経済的にも安心して暮らせるよう支援等を行います。

I 住まい	
Point: 再建後の支援	
① 自宅再建支援	・住まいの復興給付金（消費税引上げ対策）、二重ローン対策、住宅再建の補助
II 健康・福祉	
Point: 生活環境が変化したことに伴う健康維持 地域内健康活動の推進	
① 健康調査、健康維持増進のための対策	・復興公営住宅入居者への訪問健康調査、心のケア専門職による各種相談支援、保健師等の訪問指導及び地区集会所等での健康相談・講話、運動による健康づくり等 ・「まちの保健室」による健康相談等 ・保健推進員、食生活改善推進員、運動普及リーダーの育成等 ・健康づくりのための自主グループ活動支援等
② 在宅生活のための福祉対策	・成年後見、日常生活自立支援
③ 介護予防の普及・啓蒙	・専門職による「介護予防教室」や地域包括支援センターによる「地域介護予防教室」等 ・住民主体の介護予防活動支援及び通所型サービス支援
III 暮らし向き（家計）	
Point: 再建先で生活を維持するための就労支援	
① 就労支援	・就職相談会、在宅で仕事ができる被災地域テレワークの推進、高齢者の就業支援、就労支援NPOとの連携、生活困窮者の自立支援
IV コミュニティ	
Point: 新たな生活環境での地域コミュニティ形成支援 生きがいつくり及び地域コミュニティによる見守り	
① 自立再建先のコミュニティづくり	・自治会や団地会設立のためのキーパーソン発掘や支援、地域の新コミュニティ形成支援、地域の交流の居場所づくり、地域福祉コーディネーター（CSC）及び地域自治会との連携
② 地域の見守り推進	・民生委員・児童委員活動推進、高齢者等見守り活動、地域生活支援員の訪問活動、緊急通報システムの利用
③ 生活の生きがいつくり	・既存イベントの支援、趣味やスポーツなどをおとした高齢者の生きがいつくり

生活再建状況ごとの支援策

(2) 「住まいの再建意向が決定している世帯」

恒久的住まいへの移転が円滑に進むよう各種手続きや相談等の支援をするとともに、仮設住宅から移転するまでの間、引き続き見守り、健康支援、コミュニティ支援等を行います。

I 住まい	
Point: 再建先の早期供給及び移転支援	
①	自宅再建支援 ・防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転、住宅再建の補助
②	復興公営住宅 ・復興公営住宅の早期供給
③	住まいの移転支援 ・復興公営住宅等移転補助金 ・住まいの再建相談の実施
II 健康・福祉	
Point: 再建先に移転するまでの健康支援	
①	健康調査、健康維持増進のための対策 ・応急仮設住宅等健康調査、心のケア専門職による各種相談支援、保健師等の訪問指導及び健康相談・講話等 ・「まちの保健室」による健康相談等
②	在宅生活のための福祉対策 ・高齢者等ケア付き仮設住宅、成年後見、日常生活自立支援
③	介護予防の普及・啓蒙 ・専門職による「介護予防教室」や地域包括支援センターによる「地域介護予防教室」等
III 暮らし向き（家計）	
Point: 再建先で生活水準を維持するための就労支援	
①	就労支援 ・就職相談会、在宅で仕事ができる被災地域テレワークの推進、高齢者の就業支援、就労支援NPOとの連携、生活困窮者の自立支援
②	経済的支援 ・生活再建支援制度、災害援護資金貸付、生活復興支援資金
IV コミュニティ	
Point: 再建先に移転するまでのコミュニティ継続支援	
①	コミュニティづくり ・自治会支援、NPO団体等の地域づくり支援事業への補助、地域の交流の居場所づくり、地域福祉コーディネーター（CSC）との連携及びささえあいセンターの活用、カーシェアリングによるコミュニティ支援
②	見守り実施 ・地域生活支援員の巡回、緊急通報システムの利用
③	生活の生きがいつくり ・既存イベントの支援、趣味やスポーツなどをおとした高齢者の生きがいつくり

生活再建状況ごとの支援策

(3) 「住まいの再建意向が未決定の世帯」

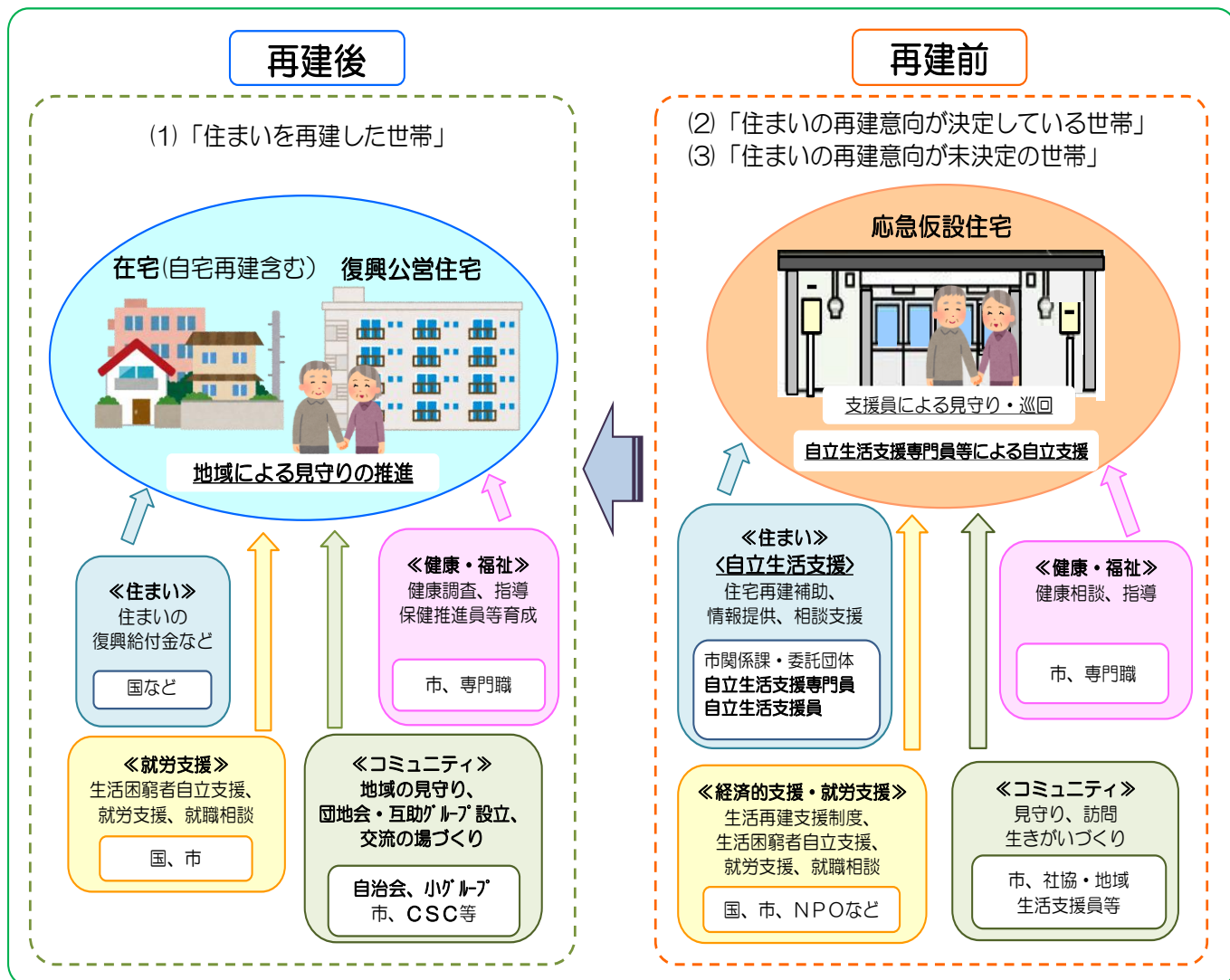
仮設住宅入居者の再建方法を決定するための情報提供、相談支援を行うほか、復興公営住宅に入居資格のない世帯への住まいの確保支援を行い、仮設住宅から移転するまでの間、引き続き見守り、健康支援、コミュニティ支援等を行います。

I 住まい	
Point: 住まいの提供と再建意向を決定するための支援 自立困難者の状況把握と支援	
①	自宅再建支援 ・防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転、住宅再建の補助など活用
②	公的住まい対策 ・復興公営住宅 ・市営住宅 ・県営住宅
③	自立再建相談支援 ・自立生活支援専門員、支援員等の個別訪問 ・不動産業界との連携、情報誌の作成 ・ワンストップによる各種相談、情報提供等 ・市外みなし仮設からの帰還支援
II 健康・福祉	
Point: 健康課題の明確化及び健康対策 長期化する仮設生活における心のケア	
①	健康調査、健康維持増進のための対策 ・仮設団地ごとの健康ニーズ・課題の明確化、生活状況を踏まえた健康相談や保健指導等 ・応急仮設住宅等健康調査、心のケア専門職による各種相談支援及び保健師等の訪問指導等
②	在宅生活のための福祉対策 ・高齢者等ケア付き仮設住宅、成年後見、日常生活自立支援など
③	介護予防の普及・啓蒙 ・専門職による「介護予防教室」や地域包括支援センターによる「地域介護予防教室」等
III 暮らし向き（家計）	
Point: 再建するための就労支援	
①	就労支援 ・就職相談会、在宅で仕事ができる被災地域テレワークの推進、高齢者の就業支援、就労支援NPOとの連携、生活困窮者の自立支援
②	経済的支援 ・生活再建支援制度、災害援護資金貸付、生活復興支援資金
IV コミュニティ	
Point: 同じニーズを持つ方の小コミュニティづくりの場の確保によるコミュニティ維持支援 見守りの継続。長期化する仮設生活で心のケアにつながる生きがいくくり	
①	コミュニティづくり ・自治会支援、NPO団体等の地域づくり支援事業への補助、地域交流の居場所づくり、地域福祉コーディネーター（CSC）との連携及びささえあいセンターの活用、カーシェアリングによるコミュニティ支援
②	見守り実施 ・地域生活支援員による訪問活動、緊急通報システム利用
③	生活の生きがいくくり ・既存イベントの支援、趣味やスポーツなどをおとした高齢者の生きがいくくり

○東日本大震災被災世帯に対する主な住まい施策

	住まい施策メニュー	対象者	事業の主な内容、目的等
自 宅 再 建 支 援	防災集団移転促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により、災害危険区域内（移転促進区域内）で被災し、市が整備する防災集団移転団地に移転し、住宅再建をする世帯 	<p>○災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進するため、移転先用地として、市があらたな宅地を造成と移転支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の提供 建物、土地購入、造成に対する利子補給 移転費用等助成
	がけ地近接等危険住宅移転事業	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により、災害危険区域内（移転促進区域内）で被災し、個別移転を行うもしくは行った世帯 	<p>○移転促進区域から居住者自身の自助努力による住宅の移転に対し支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物、土地購入、造成に対する利子補給 移転費用等助成
	被災者住宅再建事業	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により、半壊以上の被災を受けた世帯（災害危険区域内の被災者はり災の程度を問わない） 	<p>○被災住宅の再建を行う被災者に対し、定住促進を促すとともに、再建費用の一部を助成（災害危険区域外の世帯も対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設購入に対する利子補給、取得補助
公 的 住 ま い 対 策	復興公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災による住宅困窮世帯（全壊、大規模半壊 半壊で解体を余儀なくされた方） 	<p>○自力での住宅再建が困難な方に対し、復興公営住宅を提供</p>
	市営・県営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅等入居世帯で持家等のない方 同居要件、収入要件等を満たす方 	<p>○自力での住宅再建が困難で、復興公営住宅入居対象外の方に対し、市営住宅を提供</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 既存市営住宅の活用 既存県営住宅の活用 既存借上市営住宅 		

▼被災者支援イメージ



7 プレハブ仮設団地移転・集約プログラム

(1) プレハブ仮設団地集約の基本的な方針

被災者の健康で安全・安心な暮らしを確保するため以下の方針で移転・集約を進めます。

◆孤立防止・防犯対策・コミュニティの維持

入居者の孤立防止、防犯対策やコミュニティ維持を図るため、入居率が概ね30%以下になると見込まれるプレハブ仮設団地については、入居者の事情に配慮しながら、仮設団地間移転や恒久的住まいへの移転を進めます。

◆学校用地や民有地の返還、公園用地の復旧

仮設団地の敷地について、学校用地や民有地の返還、子ども達の遊び場等の復旧を図りつつ将来の土地利用を見据えた移転を進めます。

◆再建後のコミュニティに配慮した仮設団地間移転支援

新たなコミュニティが形成しやすいよう入居者の意向を踏まえ、集約拠点団地への移転を進めます。

(2) プレハブ仮設団地集約に関する配慮

プレハブ仮設団地の集約を進める際は、以下について配慮します。

◆仮設団地間移転による引っ越し費用：市負担

◆集約拠点団地入居基準緩和：児童・生徒のいる世帯等には、移転の際、部屋数基準を緩和

◆居住環境整備：移転先の居住環境を移転前と同等にするための整備を実施

◆プレハブ仮設集約時家賃助成

市内のプレハブ仮設住宅に入居中で、り災区分が大規模半壊・半壊（復興公営住宅への入居要件を満たしていない）であり、集約・解消に伴い仮設住宅から市内の民間賃貸住宅に転居する世帯のうち、前年度の月収が公営住宅法による政令月収 104,000 円以下に該当する世帯を対象として家賃の一部を助成するもの。（家賃額及び助成額に上限があるほか、市から家主に助成金を支払うなどの条件あり）

(3) 集約拠点団地

仮設団地間移転の対象になる方は、集約拠点団地に移転することになります。

集約拠点団地は、団地の規模や生活の利便性などに配慮して選定しています。

地域区分		集約拠点団地 [24 団地]
石巻	大橋	大橋団地
	開成	開成第 10 団地、開成第 13 団地、南境第 4 団地、南境第 7 団地
	蛇田	向陽団地、蛇田西部第 1 団地、蛇田西部第 2 団地、あけぼの北団地、あけぼの南団地
	万石	万石浦団地、渡波第 1 団地
河北	飯野川校団地、河北三反走団地、三反走第 2 団地、追波川多目的団地	
河南	旭化成団地	
桃生	桃生中津山団地	
北上	相川運動公園団地	
牡鹿	清崎山団地、大原団地、鬼形山団地、給分浜桜畑団地、給分浜後山団地	

(4) プレハブ仮設団地移転・集約スケジュール

仮設団地の移転時期は、概ね入居率 30%以下となる時期を目安としているほか、規模の大きい団地や小さい団地については入居世帯数に配慮して決めています。

移転・集約スケジュールは平成 28 年 5 月 1 日の入居者数・入居率を基にしています。入居者の今後の再建状況、住まいの復興状況などにより集約拠点団地やスケジュールが変更となる場合があります。

団地の解体については、入居者の退去が完了した後、団地の規模により異なりますが半年程度の期間で宮城県が実施する予定です。公園やグラウンドに戻す場合は、更に原状復旧の工事期間が必要となります。

なお、不適正利用と思われるプレハブ仮設住宅については、適正手続きの勧奨や法的措置による明け渡し請求などで対応していきます。

(5) プレハブ仮設団地に入居している方への説明会・個別相談

自立再建促進プログラムの説明会は早期に各地区で実施し、その後、移転・集約を進める団地については原則として退去完了の 6 か月前までに移転・集約説明会を実施します。

説明会後は、移転対象となる方の希望を伺いながら移転先調整を行い、その後、説明の場を設けて又は世帯個別に調整結果をお伝えします。

※移転対象となった方の「住まいの再建時期」や「経済状況」、「健康状態」など個別相談等で状況を把握し、個々の事情に配慮しながら、期間内に移転・集約が完了できるよう進めていきます。

▼応急仮設住宅からの移転等のスケジュール

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
応急仮設住宅の供与期間											
不適正利用(倉庫等)世帯の解消											
応急仮設住宅からの移転	意向未決定者等の住まいの再建調査(自立計画届出書)										
	市民説明・相談・支援										
自立再建・集約拠点団地へ移転											
仮設団地の解体	プレハブ仮設団地の解体実施										

▼プレハブ仮設団地移転・集約スケジュール 1/4

団地名称	着工戸数 (a)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		集約拠点
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
仮設日和が丘第二団地	15		★							
仮設日和が丘団地	11	→		★						
仮設駅前北通り団地	12	→		★						
仮設開北団地	7		★							
仮設新境谷地南団地	7		★							
仮設大橋中央団地	28	→		★						
仮設泉町団地	13	→		★						
仮設水押球場団地	126	→		★						
仮設袋谷地東団地	60	→		★						
仮設水押団地	14	→		★						
仮設日本製紙団地	38	→		★						
仮設大橋団地	540	→		→		→		★		集約拠点
大橋地区計	871									
仮設新栄中央団地	13	→		★						
仮設開成第1団地	72	→		★						
仮設開成第2団地	53	→		★						
仮設開成第5団地	15	→		★						
仮設開成第6団地	41	→		★						
仮設開成第7団地	29	→		★						
仮設開成第8団地	50	→		★						
仮設開成第9団地	39	→		★						
仮設開成第14団地	46	→		★						
仮設南境第1団地	12	→		★						
仮設南境第2団地	17	→		★						
仮設南境第3団地	37	→		★						
仮設南境第5団地	66	→		★						
仮設南境第6団地	21	→		★						
仮設真野団地	37	→		★						
仮設大瓜団地	48	→		★						
仮設新栄東団地	16	→		★						
仮設井内団地	15	→		★						
仮設新栄団地	35	→		★						
仮設開成第12団地	195	→			★					
仮設開成第3団地	77	→				★				
仮設開成第4団地	66	→				★				
仮設開成第11団地	292	→				★				
仮設開成第10団地	77	→		→		→		★		集約拠点
仮設開成第13団地	90	→		→		→		★		集約拠点
仮設南境第4団地	100	→		→		→		★		集約拠点
仮設南境第7団地	487	→		→		→		★		集約拠点
開成地区計	2,046									

【凡例】	集約拠点団地	仮設団地間移転の移転先となる集約拠点団地として残す団地です。
	移転期間	移転先の調整を行い移転する期間です。 期間のはじめに入居者説明会や個別相談を行い、退去完了(★)の6か月前までに移転先を調整します。 その後、退去完了までの移転となります。
	★:退去完了	対象団地内全入居者の移転(自立再建移転・集約拠点団地への移転)が完了し、入居者がゼロになる時期です。 この後、団地の解体に着手します。
	→★	矢印のみで移転期間の表示(黄色)がない団地は、自立再建により入居者がゼロになる予定の団地です。

▼プレハブ仮設団地移転・集約スケジュール 2/4

団地名称	着工戸数 (a)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		集約拠点
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
仮設新境町団地	8		★							
仮設蛇田中央団地	119	→		★						
仮設青葉西団地	14	→		★						
仮設恵み野団地	46	→		★						
仮設一番谷地西団地	35	→		★						
仮設一番谷地南団地	27	→		★						
仮設向陽南団地	27	→		★						
仮設元浦屋敷団地	41	→		★						
仮設蛇田北部第2団地	23	→		★						
仮設蛇田北部第1団地	21	→				★				
仮設青葉西第2団地	25	→				★				
仮設向陽団地	137	→						★		集約拠点
仮設蛇田西部第1団地	32	→						★		集約拠点
仮設蛇田西部第2団地	41	→						★		集約拠点
仮設あけぼの北団地	17	→						★		集約拠点
仮設あけぼの南団地	11	→						★		集約拠点
蛇田地区計	624									
仮設小竹浜団地	6	→	★							
仮設西山団地	8	→	★							
仮設狐崎浜団地	28	→	★							
仮設渡波北部第3団地	12	→	★							
仮設渡波第2団地	192		★							
仮設家ノ入団地	14	→				★				
仮設垂水団地	24	→		★						
仮設渡波北部第1団地	11	→		★						
仮設渡波北部第2団地	32	→		★						
仮設渡波北部第4団地	22	→		★						
仮設渡波北部第5団地	17	→		★						
仮設祝田団地	11	→				★				
仮設牧浜団地	18	→				★				
仮設袖ノ浜団地	14	→				★				
仮設渡波大森団地	11	→						★		
仮設折浜団地	17	→						★		
仮設万石浦団地	101	→						★		集約拠点
仮設渡波第1団地	95	→						★		集約拠点
万石地区計	633									
本庁計	4,174									

【凡例】	集約拠点団地	仮設団地間移転の移転先となる集約拠点団地として残す団地です。
	移転期間	移転先の調整を行い移転する期間です。 期間のはじめに入居者説明会や個別相談を行い、退去完了(★)の6か月前までに移転先を調整します。 その後、退去完了までの移転となります。
	★:退去完了	対象団地内全入居者の移転(自立再建移転・集約拠点団地への移転)が完了し、入居者がゼロになる時期です。 この後、団地の解体に着手します。
	→★	矢印のみで移転期間の表示(黄色)がない団地は、自立再建により入居者がゼロになる予定の団地です。

▼プレハブ仮設団地移転・集約スケジュール 3/4

団地名	着工戸数 (a)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		集約拠点	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期		
仮設大森第1団地	24	→				★					
仮設大森第2団地	60	→				★					
仮設大森第3団地	216	→				★					
仮設大森第4団地	150	→				★					
仮設追波川河川団地	91	→					★				
仮設飯野川校団地	74	→								★	集約拠点
仮設河北三反走団地	90	→								★	集約拠点
仮設追波川多目的団地	103	→								★	集約拠点
仮設三反走第2団地	39	→								★	集約拠点
河北地区計	847										
仮設水浜団地	0									解体済み	
仮設名振第2団地	18	★									
仮設大須小学校団地	17	→				★					
仮設立浜団地	24	→				★					
仮設雄勝峠崎団地	15	→				★					
仮設雄勝森林団地	32	→				★					
仮設雄勝森林団地2	10	→				★					
仮設名振第1団地	14	→								★	
雄勝地区計	130										
仮設町北第1団地	25		★								
仮設赤羽根団地	7			★							
仮設押切沼団地	124	→			★						
仮設柏木団地	28	→			★						
仮設山崎前団地	32	→			★						
仮設しらさぎ台団地	54	→			★						
仮設関ノ入団地	21	→			★						
仮設東北電子団地	82	→			★						
仮設糠塚前団地	37	→			★						
仮設糠塚団地	53	→			★						
仮設町北第3団地	11	→			★						
仮設町北第4団地	14	→			★						
仮設前山団地	177	→			★						
仮設曾波神前団地	12	→			★						
仮設黄金袋団地	18	→			★						
仮設町北第2団地	16	→				★					
仮設新田団地	15	→				★					
仮設役場前団地	35	→				★					
仮設旭化成団地	200	→								★	集約拠点
河南地区計	961										

【凡例】	集約拠点団地	仮設団地間移転の移転先となる集約拠点団地として残す団地です。
	移転期間	移転先の調整を行い移転する期間です。 期間のはじめに入居者説明会や個別相談を行い、退去完了(★)の6か月前までに移転先を調整します。 その後、退去完了までの移転となります。
	★:退去完了	対象団地内全入居者の移転(自立再建移転・集約拠点団地への移転)が完了し、入居者がゼロになる時期です。 この後、団地の解体に着手します。
	→★	矢印のみで移転期間の表示(黄色)がない団地は、自立再建により入居者がゼロになる予定の団地です。

▼プレハブ仮設団地移転・集約スケジュール 4/4

団地名称	着工戸数 (a)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		集約拠点	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期		
仮設倉埵団地	26		★								
仮設城内団地	132	→		★							
仮設桃生永井団地	51	→		★							
仮設桃生中津山団地	122	→							★		集約拠点
桃生地区計	331										
仮設にっこりサンパーク団地	178	→		★							
仮設大指団地	15	→							★		
仮設相川運動公園団地	41	→							★		集約拠点
北上地区計	234										
仮設給分浜小寺団地	37	→	★								
仮設大原浜中田団地	19	→	★								
仮設小淵浜大宝団地	20		★								
仮設鮎川浜寺前団地	8	→		★							
仮設十八成浜団地	26	→		★							
仮設清水田浜団地	45	→		★							
仮設鮎川浜四ツ小谷第2団地	12	→		★							
仮設鮎川浜四ツ小谷第1団地	13		★								
仮設鮎川小学校団地	58		★								
仮設鮎川浜湊川団地	13		★								
仮設前綱浜赤島団地	27	→			★						
仮設寄磯浜五梅沢団地	7	→			★						
仮設鮎川浜清崎山運動公園団地	7	→				★					
仮設清崎山団地	16	→					★			集約拠点	
仮設大原団地	42	→					★			集約拠点	
仮設鬼形山団地	23	→					★			集約拠点	
仮設給分浜桜畑団地	61	→					★			集約拠点	
仮設給分浜後山団地	11	→					★			集約拠点	
牡鹿地区計	445										
総合計	7,122										

【凡例】	集約拠点団地	仮設団地間移転の移転先となる集約拠点団地として残す団地です。
	移転期間	移転先の調整を行い移転する期間です。 期間のはじめに入居者説明会や個別相談を行い、退去完了(★)の6か月前までに移転先を調整します。 その後、退去完了までの移転となります。
	★:退去完了	対象団地内全入居者の移転(自立再建移転・集約拠点団地への移転)が完了し、入居者がゼロになる時期です。 この後、団地の解体に着手します。
	→	矢印のみで移転期間の表示(黄色)がない団地は、自立再建により入居者がゼロになる予定の団地です。

仮設住宅団地移転集約時期別一覧

地区別	H28. 9 期限	H29. 3 期限	H29. 9 期限	H30. 3 期限	H30. 9 期限	H31. 3 期限	H31. 9 期限	計
石巻地区		日和が丘、駅前北通り、開北、新境谷地南、新栄中央、新境町、小竹浜、西山、狐崎浜、渡波北部第3、渡波第2団地 日和が丘第二団地※H28.12 期限 (12 団地)	大橋中央、泉町、水押球場、袋谷地東、水押、日本製紙、開成第 1、第 2、第 5、第 6、第 7、第 8、第 9、第 14、南境第 1、第 2、第 3、第 5、第 6、真野、大瓜、新栄東、井内、新栄、蛇田中央、青葉西、恵み野、一番谷地西、南、向陽南、元浦屋敷、蛇田北部第 2、家の入、垂水、渡波北部第 1、第 2、第 4、第 5 団地 (38 団地)	開成第 12、祝田、牧浜、袖ノ浜団地 (4 団地)	開成第 3、第 4、第 11、蛇田北部第 1、青葉西第 2、渡波大森、折浜団地 (7 団地)		大橋、開成第 10、第 13、南境第 4、第 7、向陽、蛇田西部第 1、第 2、あけぼの北、南、万石浦、渡波第 1 団地 (12 団地)	73
河北地区					大森第 1、第 2、第 3、第 4 団地 (4 団地)	追波川河川団地 (1 団地)	飯野川校、河北三反走、第 2、追波川多目的団地 (4 団地)	9
雄勝地区					大須小学校、立浜、雄勝峠崎、雄勝森林、第 2 団地 (5 団地)	名振第 1 団地 (1 団地)		6
河南地区		赤羽根団地 町北第 1 団地※H28.12 期限 (2 団地)	押切沼、柏木、山崎前、しらさぎ台、関ノ入、東北電子、糠塚前、糠塚、町北第 3、第 4、前山、曾波神前、黄金袋団地 (13 団地)		町北第 2、新田、役場前団地 (3 団地)		旭化成団地 (1 団地)	19
桃生地区		倉埜団地 (1 団地)	城内、桃生永井団地 (2 団地)				桃生中津山団地 (1 団地)	4
北上地区			にっこりサンパーク団地 (1 団地)		大指団地 (1 団地)		相川運動公園団地 (1 団地)	3
牡鹿地区	給分浜小寺、大原浜中田、小湊浜大宝団地 (3 団地)	鮎川浜寺前、十八成浜、清水田浜、鮎川浜四ツ小谷第 1、第 2、鮎川小学校、鮎川浜湊川団地 (7 団地)	前網浜赤島、寄磯浜五梅沢団地 (2 団地)	鮎川浜清崎運動公園団地 (1 団地)	清崎山、大原、鬼形山、給分浜桜畑、給分浜後山団地 (5 団地)			18
計	3	22	56	5	25	2	19	132

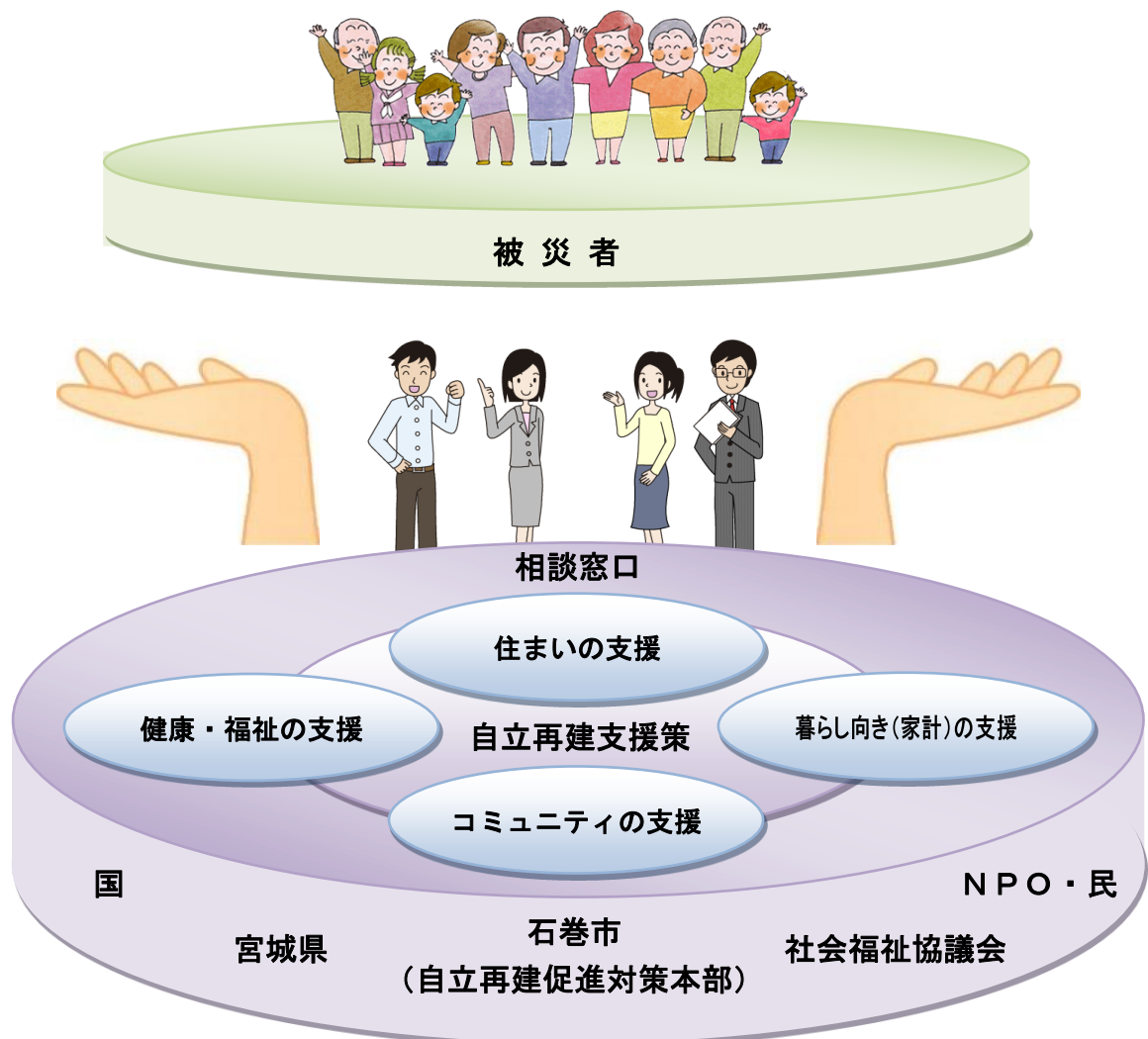
* プレハブ仮設住宅の供与期限は原則として平成 30 年 9 月となります。その後も引き続き入居できる世帯は「特定延長対象世帯」(P.5 参照)のみとなります。

* 雄勝水浜団地は既に解体済、名振第 2 団地は全退去済

8 プログラムの推進体制

本プログラムは、市長及び各部長で構成する石巻市自立再建促進対策本部において、進捗管理、各課題の審議等を行います。

被災者の方々の早期の自立再建のため、「住まい」、「健康・福祉」、「暮らしむき（家計）」、「コミュニティ」などの総合的な施策について全庁を挙げて取り組む体制を構築し、また、国、県、社会福祉協議会、NPOなど関係機関や被災者支援団体等と連携し、被災された方々の生活相談にきめ細かく応じながら推進していきます。



【参考資料】

1. 生活再建意向調査結果（平成 27 年度）
 2. 応急仮設住宅の入居状況（5 月 1 日時点集計）
 3. 生活再建支援策
-

1. 生活再建意向調査結果(平成 27 年度)

(1) 調査票の回収状況

調査対象 仮設住宅入居世帯(8,208 世帯)

調査期間 平成 27 年 7 月～10 月

調査方法 調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収。返送のない世帯には訪問・電話等により調査

回収率 84.7%(6,953 世帯)

再建意向の確認ができた世帯 92.8%(7,615 世帯)※調査票及び防災集団移転・復興公営住宅申請情報

▼調査対象母数

調査対象者区分	抽出対象世帯数	調査対象外	実質的な調査対象	調査対象外の内訳
① 市内で被災し、市内プレハブ仮設住宅に入居	4,826	581	4,245	・退去済 152 ・調査票戻り 164 ・生活実態なし 265
② 市内で被災し、県内みなし仮設住宅に入居	3,548	100	3,448	・退去済 73 ・調査票戻り 16 ・生活実態なし 11
小計	8,374	681	7,693	
③ 市内で被災し、市外プレハブ仮設住宅に入居 市内で被災し、県外みなし仮設住宅に入居	332	21	311	・退去済 6 ・調査票戻り 15
④ 市外で被災し、市内プレハブ仮設住宅に入居	11	3	8	・調査票戻り 2 ・生活実態なし 1
⑤ 市外で被災し、市内みなし仮設住宅に入居	201	5	196	・退去済 4 ・調査票戻り 1
小計	212	8	204	
合計	8,918	710	8,208	・退去済 235 ・調査票戻り 198 ・生活実態なし 277

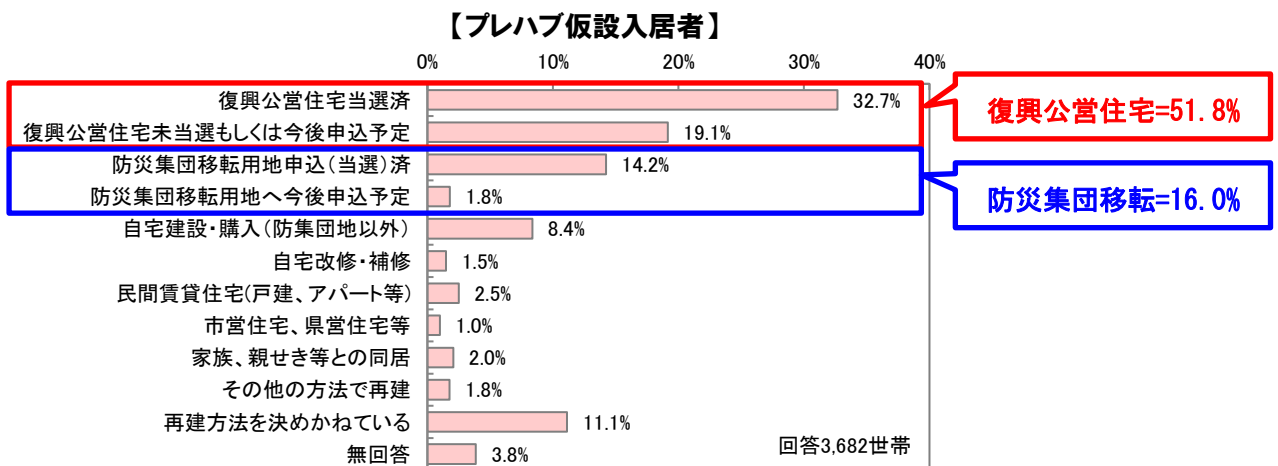
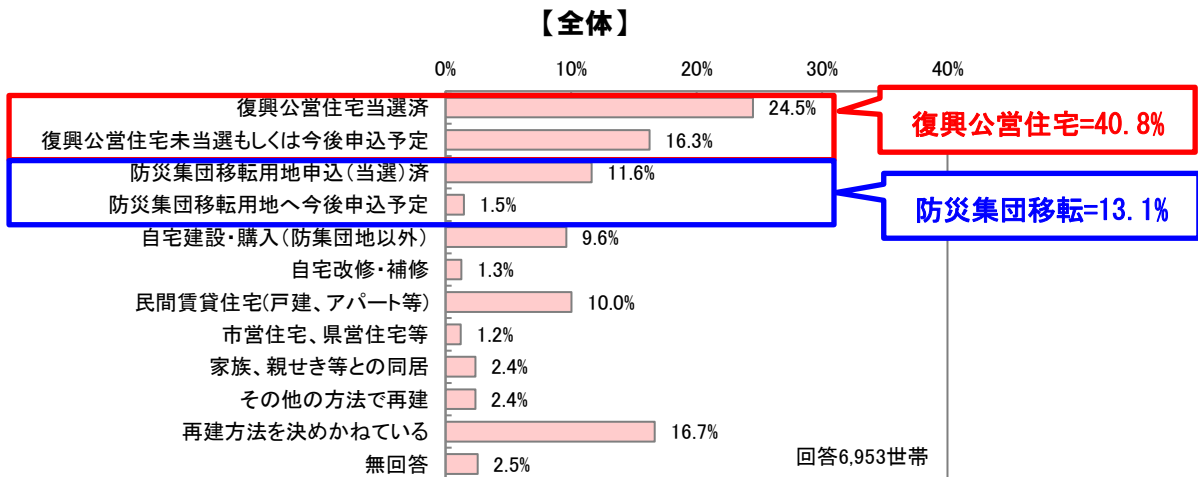
▼回収状況

調査対象者区分	調査対象母数	回収世帯数	回収率	その他確認済世帯数	確認済世帯合計	確認済世帯割合
① 市内で被災し、市内プレハブ仮設住宅に入居	4,245	3,674	86.5%	493	4,167	98.2%
② 市内で被災し、県内みなし仮設住宅に入居	3,448	2,970	86.1%	169	3,139	91.0%
小計	7,693	6,644	86.4%	662	7,306	95.0%
③ 市内で被災し、市外プレハブ仮設住宅に入居 市内で被災し、県外みなし仮設住宅に入居	311	183	58.8%		183	58.8%
④ 市外で被災し、市内プレハブ仮設住宅に入居	8	8	100.0%		8	100.0%
⑤ 市外で被災し、市内みなし仮設住宅に入居	196	118	60.2%		118	60.2%
小計	204	126	61.8%		126	61.8%
合計	8,208	6,953	84.7%	662	7,615	92.8%

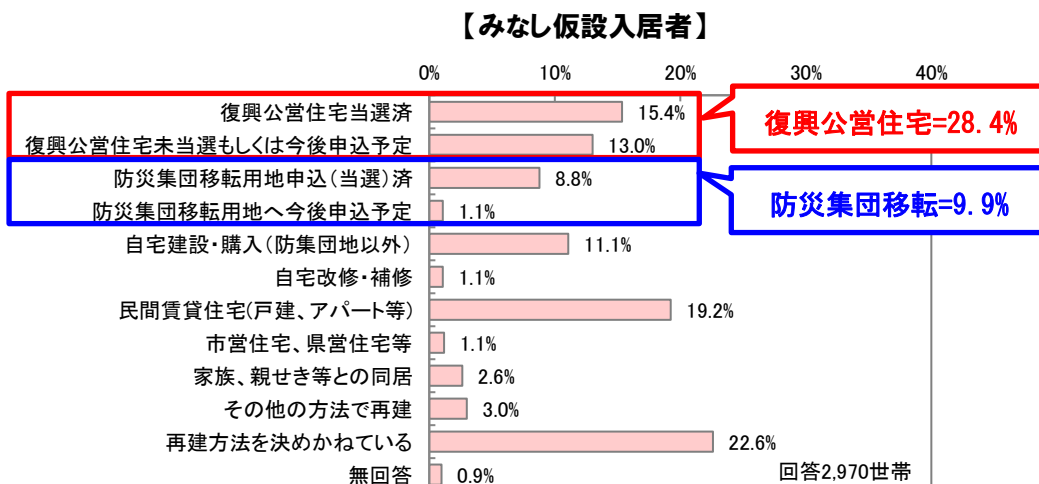
(2) 生活再建の意向

① 仮設住宅退去後の再建方法

- ・復興公営住宅（当選済み＋未当選もしくは今後申し込み予定）を予定している方が多く、4割を上回る。次いで、防災集団移転が多い。
- ・一方、現時点で、再建方法を決めかねている世帯（無回答を含む）も2割弱を占める。
- ・特に、みなし仮設住宅入居者で、再建方法を決めかねている割合が高い。



※プレハブ仮設入居世帯 3,682 世帯は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の 8 世帯を含む



▲ 居住形態別再建意向

②再建時期

- 現在の居住形態別の再建時期をみると、大半は再建時期の見通しについて回答していない。

▼現在の居住形態別再建時期

	合計 (a)	平成 2 3 年中	平成 2 4 年中	平成 2 5 年中	平成 2 6 年中	平成 2 7 年中	平成 2 8 年中	平成 2 9 年中	平成 3 0 年中	平成 3 1 年以 降	無 回 答 (b)	分類ごと 無回答 構成比 (b)/(a)
1 プレハブ仮設	3,674	6		6	14	553	879	255	47	4	1,910	52.0%
2 みなし仮設	2,970	12	2	2	3	314	571	248	53	7	1,758	59.2%
3 市外プレハブ及び県外みなし仮設	183	2			1	13	35	15	2	1	114	62.3%
4 市外被災市内プレハブ仮設	8							2			6	75.0%
5 市外被災市内みなし仮設	118	2				16	23	21	5	2	49	41.5%
合計	6,953	22	2	8	18	896	1,508	541	107	14	3,837	55.2%

③再建方法を決めかねている理由

- プレハブ仮設入居世帯よりみなし仮設入居世帯の方が、再建方法を決めかねている割合が高い。
- 再建方法を決めかねている理由としては、複数案で検討中、経済的理由、復興公営住宅に入りたいと回答した世帯が多い。

▼世帯の再建意向と再建時期のクロス集計(全体)

	合計	世 帯 再 建 方 法 比	平成 2 3 年中	平成 2 4 年中	平成 2 5 年中	平成 2 6 年中	平成 2 7 年中	平成 2 8 年中	平成 2 9 年中	平成 3 0 年中	平成 3 1 年以 降	無 回 答
1 復興公営住宅当選済み	1,703	24.5%	1		1	2	421	640	70	9		559
2 防災集団移転用地申込(当選)済	810	11.6%	2				111	323	146	31	3	194
3 復興公営住宅未当選もしくは今後申込予定	1,132	16.3%			1		38	94	52	12		935
4 防災集団移転用地へ今後申込予定	102	1.5%					6	9	22	7	1	57
5 自宅建設・購入(防集団地以外)	670	9.6%	2	1	5	11	189	177	63	21	5	196
6 自宅改修・補修	88	1.3%				2	22	22	4	1		37
7 民間賃貸住宅(戸建、アパート等)	698	10.0%	11	1		1	28	105	87	9		456
8 市営住宅、県営住宅等	85	1.2%	2				6	10	6	3		58
9 家族、親せき等との同居	166	2.4%			1	1	27	40	26	4		67
10 その他の方法で再建	165	2.4%					26	23	6	3		107
11 再建方法を決めかねている	1,159	16.7%	3			1	20	61	56	6	5	1,007
無回答	175	2.5%	1				2	4	3	1		164
合計	6,953	100.0%	22	2	8	18	896	1,508	541	107	14	3,837

【再建方法を決めかねている理由】

内容	件数
複数の案で検討中	344
経済的理由	282
復興公営住宅に入りたい	162
家庭事情	74
考え中・検討中・わからない	72
その他	66
健康上の問題	46
土地問題	42
仕事の都合	38
年齢上の問題	30
復興事業の見直しによる	23
防災集団移転用地希望(資格なし含む)	21
現在の場所に住み続けたい	15
情報不足	15
復興公営住宅に当選したが決めかねている	14
家族の意見がまとまらない	12
ペットがいるため	12
市外転居	8
防集に当選したが決めかねている	2
記入なし	314
回答者数	1,159

※複数の案で検討中は、再建方法の複数回答を含む

▼世帯の再建意向と再建時期のクロス集計(プレハブ仮設入居者)

		合計	世帯再建構方法比	平成23年中	平成24年中	平成25年中	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中	平成31年以降	無回答
1	復興公営住宅当選済み	1,203	32.7%	1		1	2	265	459	48	7		420
2	防災集団移転用地申込(当選)済	525	14.3%	1				85	197	81	20	1	140
3	復興公営住宅未当選もしくは今後申込予定	705	19.1%			1		26	50	32	7		589
4	防災集団移転用地へ今後申込予定	66	1.8%					1	6	17	3	1	38
5	自宅建設・購入(防集団地以外)	309	8.4%	1		3	9	94	77	29	5	2	89
6	自宅改修・補修	55	1.5%				2	13	10	1			29
7	民間賃貸住宅(戸建、アパート等)	92	2.5%				1	13	17	14			47
8	市営住宅、県営住宅等	37	1.0%					3	7	1			26
9	家族、親せき等との同居	76	2.0%			1		18	17	11			29
10	その他の方法で再建	65	1.8%					20	14	1	2		28
11	再建方法を決めかねている	410	11.1%	3				13	22	19	2		351
	無回答	139	3.8%					2	3	3	1		130
	合計	3,682	100.0%	6		6	14	553	879	257	47	4	1,916

※プレハブ仮設入居世帯3,682世帯は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の8世帯を含む

【再建方法を決めかねている理由】

内容	件数
複数の案で検討中	132
経済的理由	85
復興公営住宅に入りたい	83
考え中・検討中・わからない	24
その他	23
健康上の問題	15
家庭事情	13
土地問題	12
年齢上の問題	9
防災集団移転用地希望(資格なし含む)	9
家族の意見がまとまらない	8
復興事業の見通しによる	7
仕事の都合	6
復興公営住宅に当選したが決めかねている	6
ペットがいるため	3
市外転居	3
情報不足	2
防集に当選したが決めかねている	1
現在の場所に住み続けたい	0
記入なし	125
回答者数	410

※複数の案で検討中は、再建方法の複数回答を含む

▼世帯の再建意向と再建時期のクロス集計(みなし仮設入居者)

		合計	世帯再建構方法比	平成23年中	平成24年中	平成25年中	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中	平成31年以降	無回答
1	復興公営住宅当選済み	456	15.4%					148	166	10	1		131
2	防災集団移転用地申込(当選)済	261	8.8%	1				20	120	59	10		51
3	復興公営住宅未当選もしくは今後申込予定	388	13.1%					10	39	20	4		315
4	防災集団移転用地へ今後申込予定	32	1.1%					4	2	4	4		18
5	自宅建設・購入(防集団地以外)	329	11.1%	1	1	2	2	88	88	32	15	3	97
6	自宅改修・補修	32	1.1%					9	12	3	1		7
7	民間賃貸住宅(戸建、アパート等)	570	19.2%	8	1			14	85	67	9		386
8	市営住宅、県営住宅等	35	1.1%	1				2	2	4	2		24
9	家族、親せき等との同居	78	2.6%					1	8	20	12	3	34
10	その他の方法で再建	89	3.0%					5	4	3	1		76
11	再建方法を決めかねている	671	22.6%					6	32	34	3	4	592
	無回答	29	0.9%	1					1				27
	合計	2,970	100.0%	12	2	2	3	314	571	248	53	7	1,758

【再建方法を決めかねている理由】

内容	件数
複数の案で検討中	189
経済的理由	182
復興公営住宅に入りたい	73
家庭事情	56
考え中・検討中・わからない	42
その他	36
土地問題	28
健康上の問題	27
仕事の都合	24
年齢上の問題	19
復興事業の見通しによる	15
現在の場所に住み続けたい	13
情報不足	12
防災集団移転用地希望(資格なし含む)	11
ペットがいるため	8
復興公営住宅に当選したが決めかねている	7
家族の意見がまとまらない	4
防集に当選したが決めかねている	1
市外転居	0
記入なし	175
回答者数	671

※複数の案で検討中は、再建方法の複数回答を含む

④再建方法を決定するにあたり必要な情報

- ・再建方法を決めかねている5割前後の世帯が、「自立再建に向けた補助金等の情報やアドバイス」、「応急仮設住宅廃止時期についての事前情報」を求めている。
- ・現在、再建方法を決めかねている世帯の場合は、さらにその傾向が強まるだけでなく、「民間賃貸住宅の物件情報やアドバイス」に対するニーズも高い。みなし仮設住宅入居者は、よりその傾向が強い。

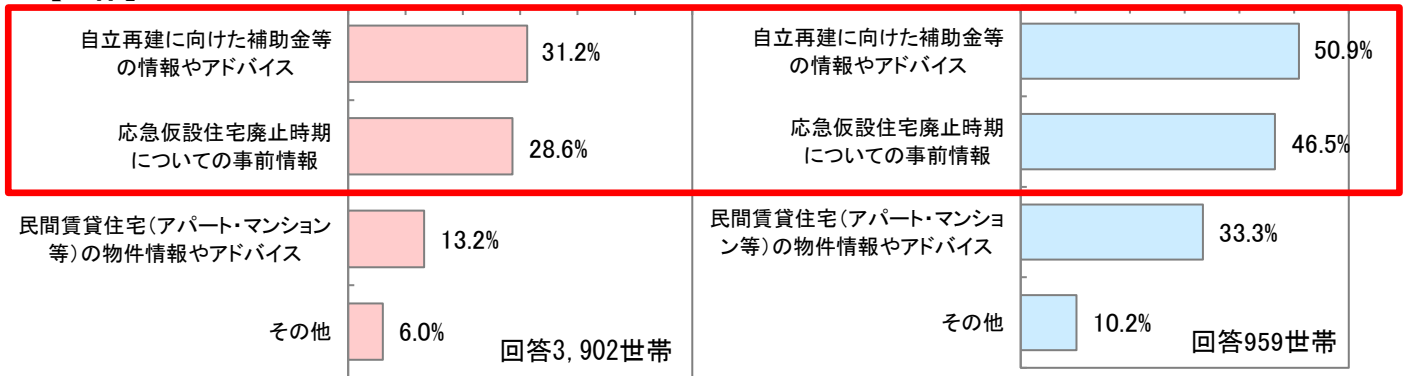
回答のあった全世帯

うち再建方法を決めかねている世帯

【全体】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%

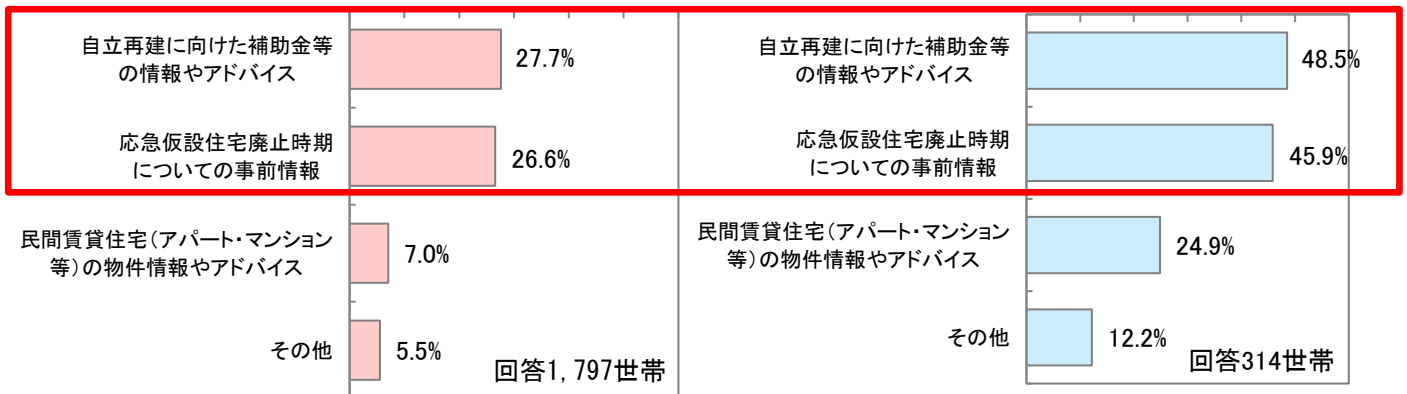
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%



【プレハブ仮設入居者】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%

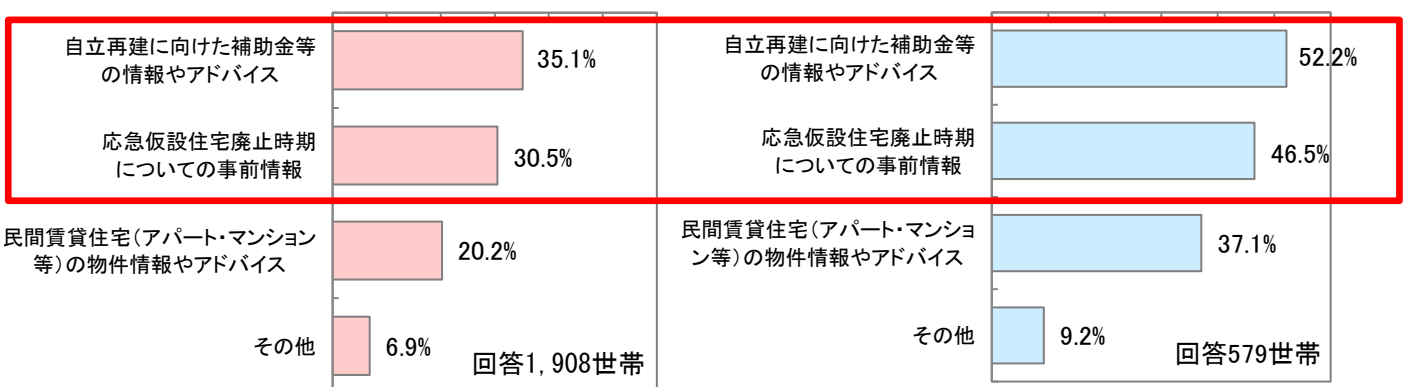


※プレハブ仮設入居世帯の回答は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の8世帯の回答を含む

【みなし仮設入居者】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%

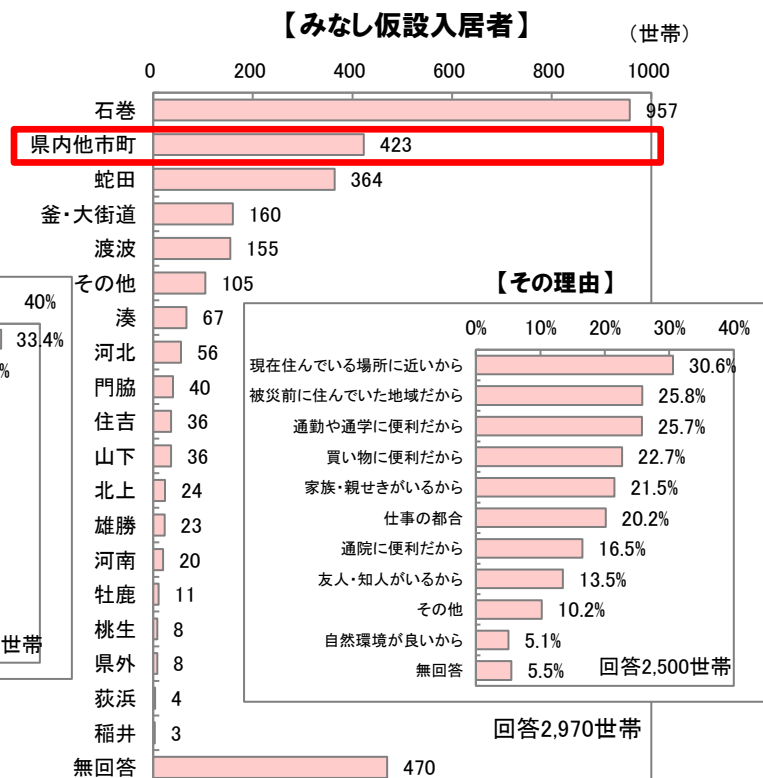
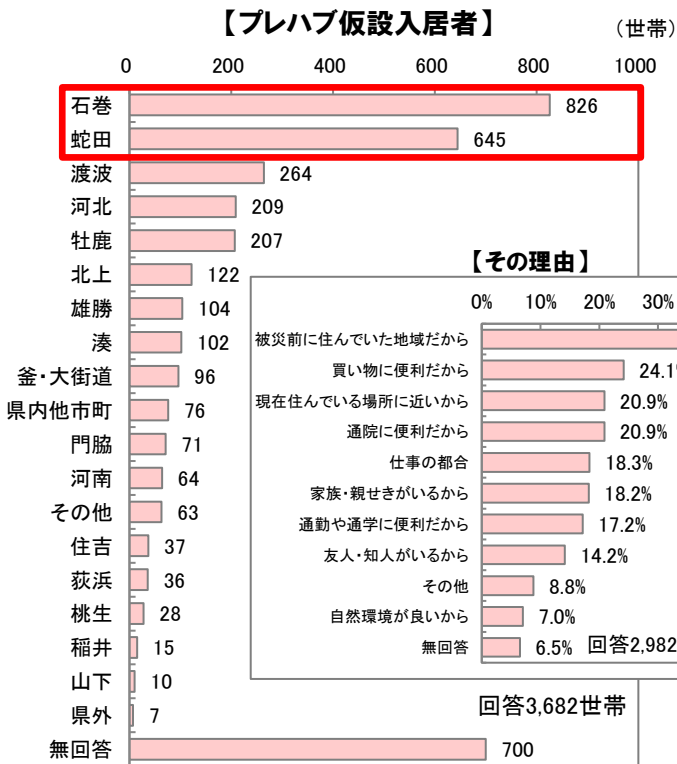
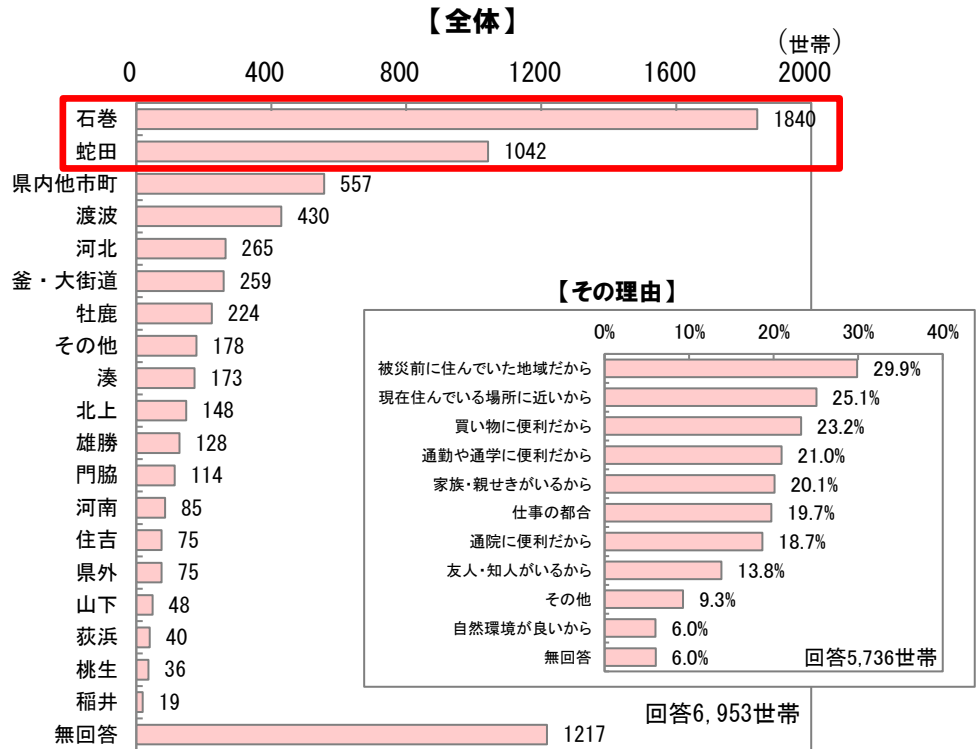
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%



▲再建方法を決定するにあたり必要な情報 (複数回答あり)

⑤ 応急仮設住宅退去後の希望居住地

- ・ 応急仮設住宅退去後の希望居住地としては、「石巻」及び「蛇田」地区の人気が高い。理由としては、被災前に住んでいたことや、買い物・通院・通勤等生活全般に渡り便利な方を選ぶ傾向が強い。
- ・ みなし仮設入居者は、現在住んでいる場所に近いかとの理由から県内各市町を希望する世帯も多い。



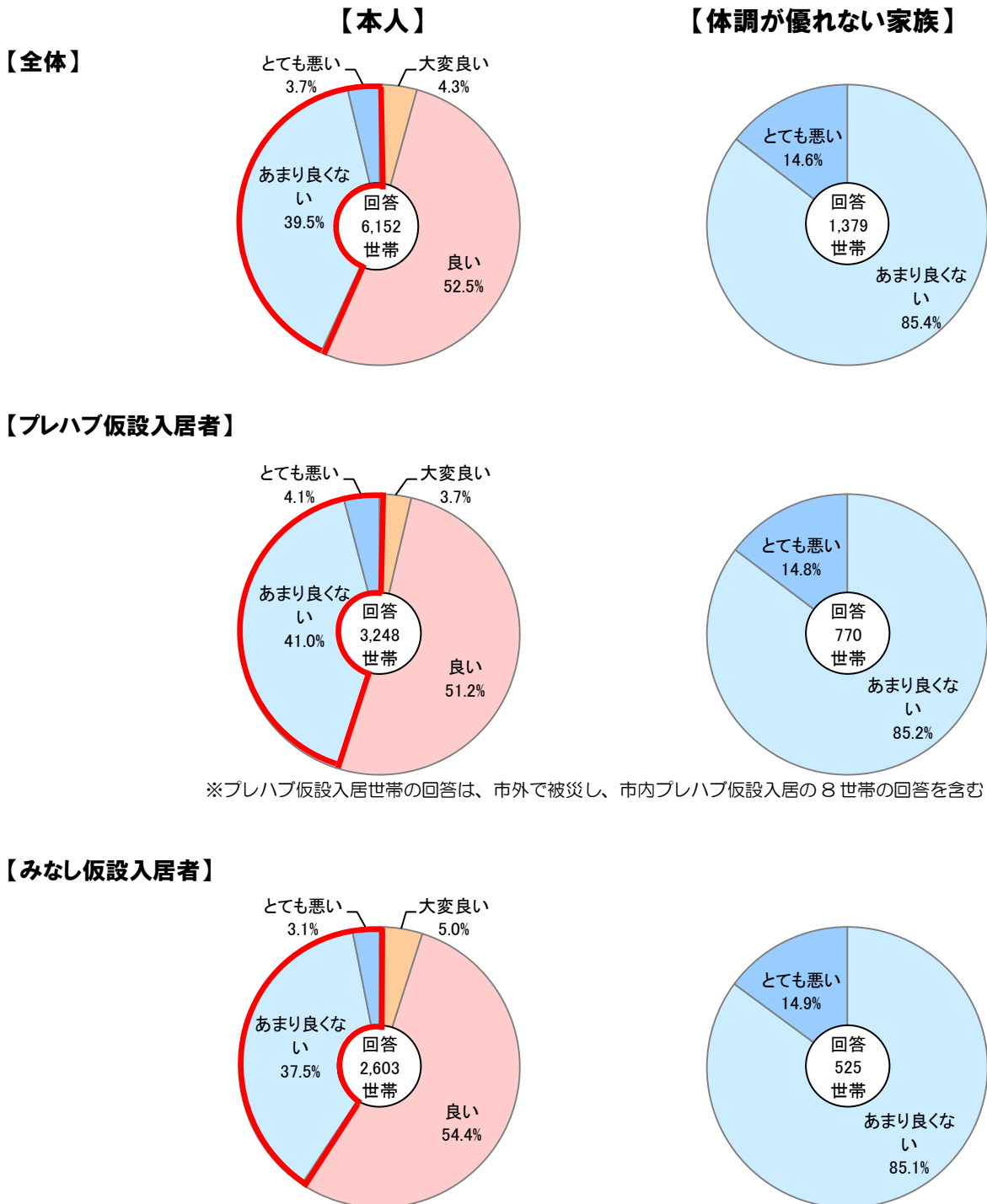
※プレハブ仮設入居世帯 3,682世帯は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の8世帯を含む

▲ 応急仮設住宅退去後の希望居住地とその理由 (理由は複数回答あり)

(3) 健康面の現状

①現在の体調

- 回答者の約 4 割の方が「体調があまりよくない」と回答されている。
- 「とても悪い」と回答された方も、全体では 225 人(3.7%)、プレハブ仮設入居者は 133 人(4.1%)、みなし仮設入居者は 80 人 (3.1%) に上る。
- 本人以外で、体調の優れない方も全体を通して 1,379 人で、2 割以上を占める。



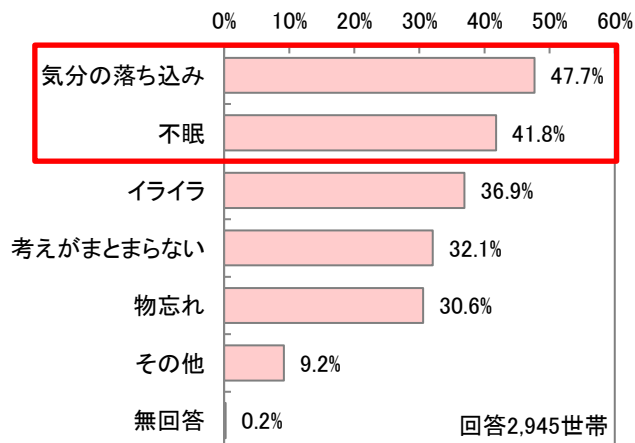
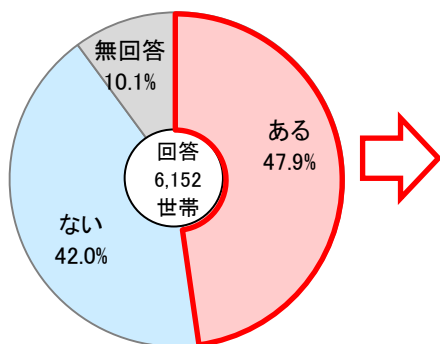
▲現在の体調

②精神的なことで気になること

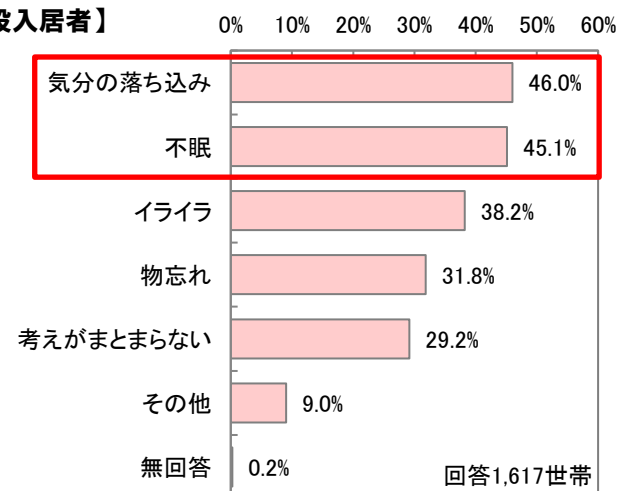
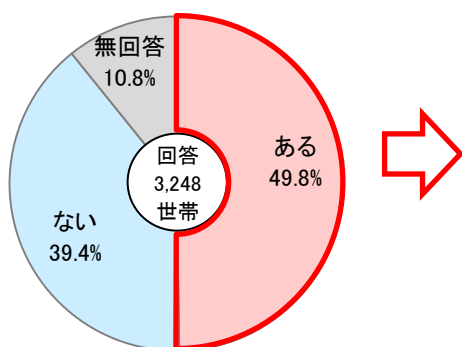
- 回答者本人の約半数が気分の落ち込みやイライラ等に悩んでいる。
- 家族の中で体調が悪い方がいる場合、気分の落ち込み、イライラ、不眠等を訴える割合が高い。

【本人】

【全体】

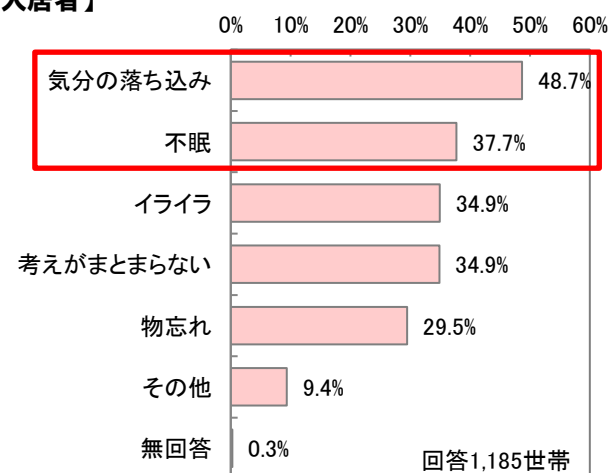
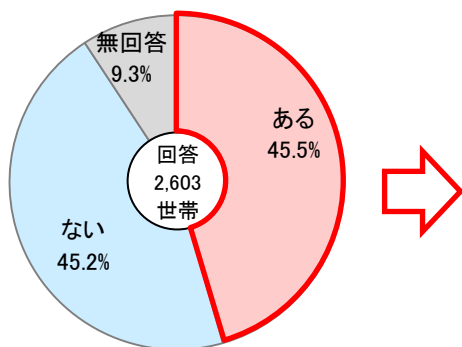


【プレハブ仮設入居者】



※プレハブ仮設入居世帯の回答は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の 8 世帯の回答を含む

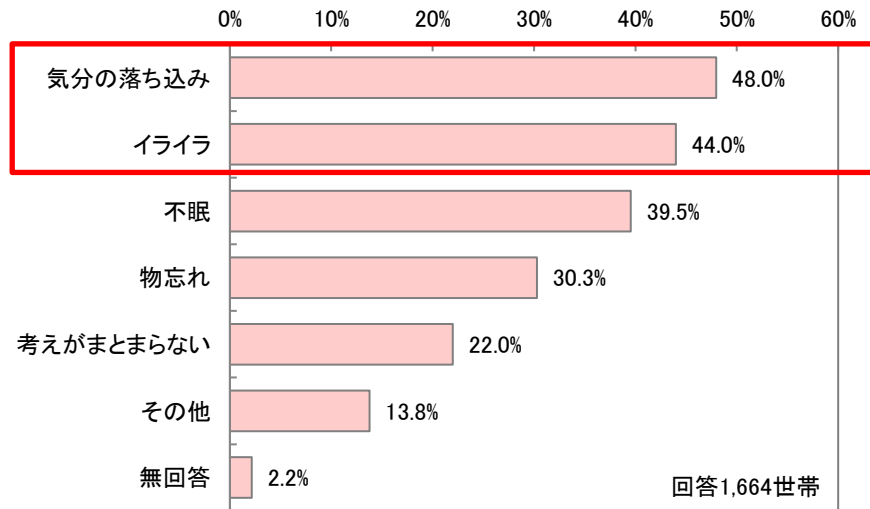
【みなし仮設入居者】



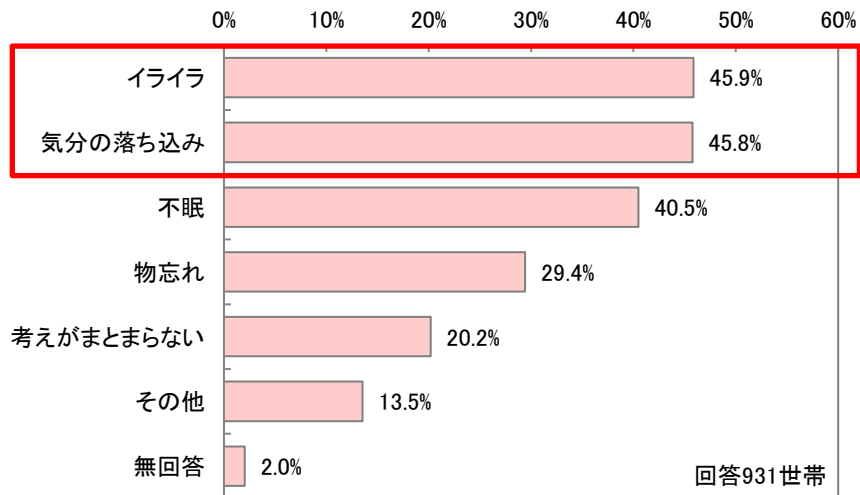
▲精神的なことで気になること（本人） （複数回答あり）

【精神的なことで気になる家族の症状】

【全体】

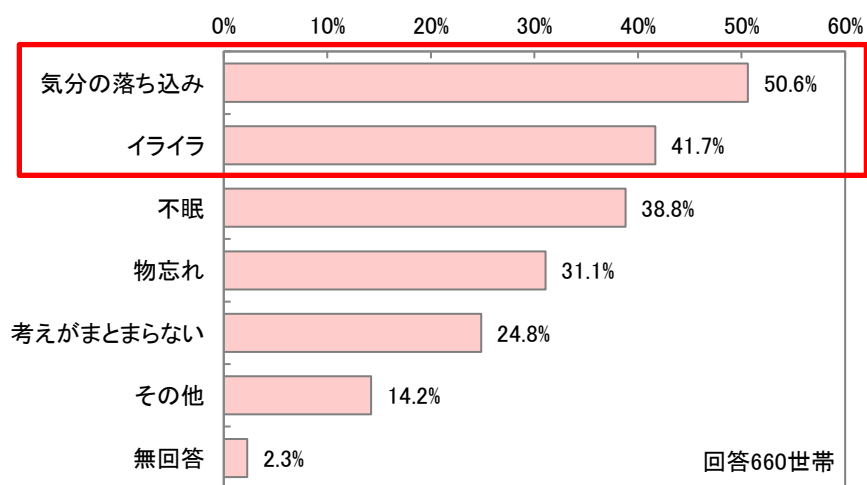


【プレハブ仮設入居者】



※プレハブ仮設入居世帯の回答は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の8世帯の回答を含む

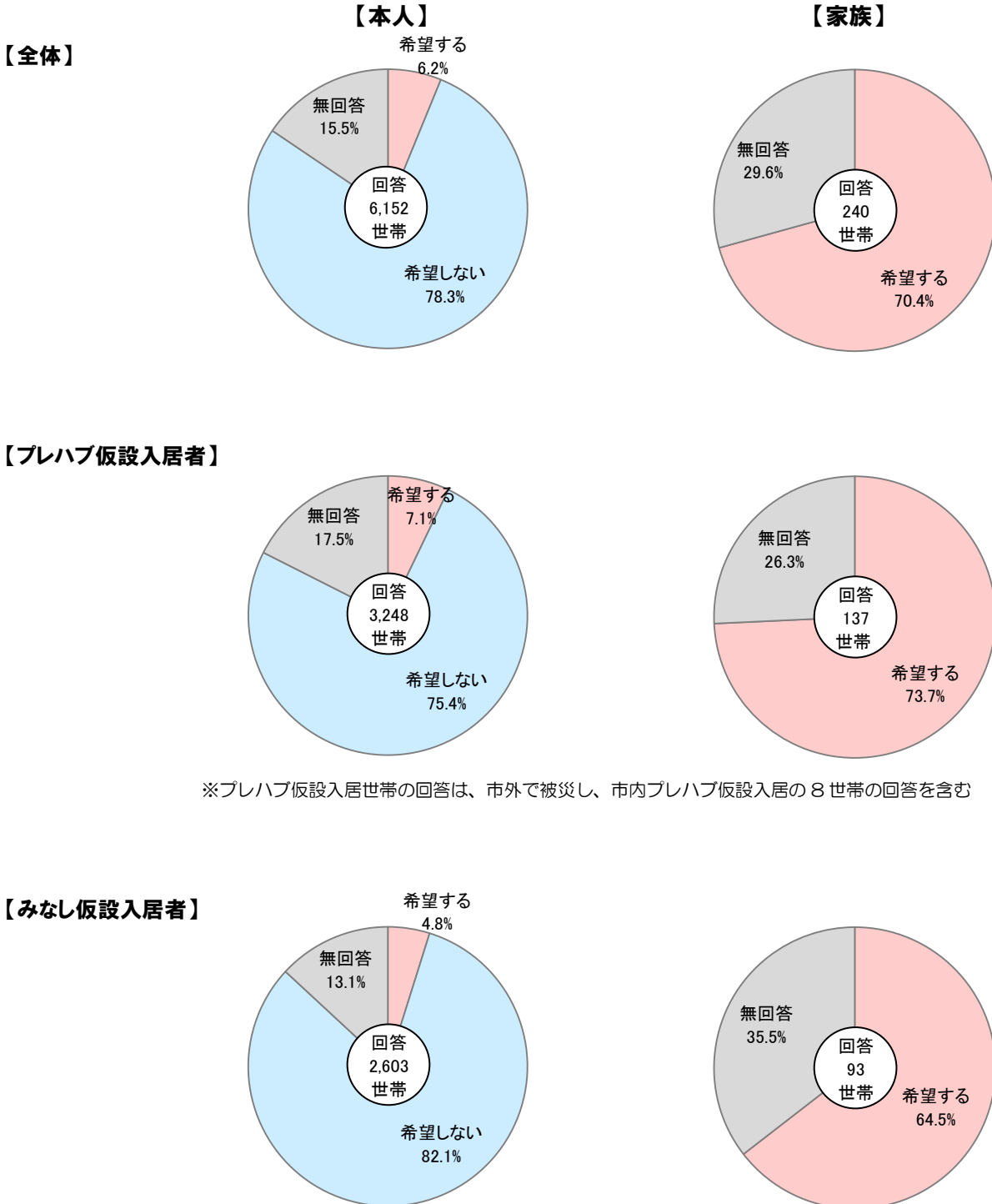
【みなし仮設入居者】



▲精神的なことで気になること（家族） （複数回答あり）

③医師・看護師、保健師、心のケアの専門職などへの相談希望

- ・体調がすぐれない方や精神的なことで気になることがあると回答している方で、医師・看護師、保健師、心のケアの専門職などへの相談を希望する方は、1割弱と少ない。
- ・家族については、希望する割合が高い。

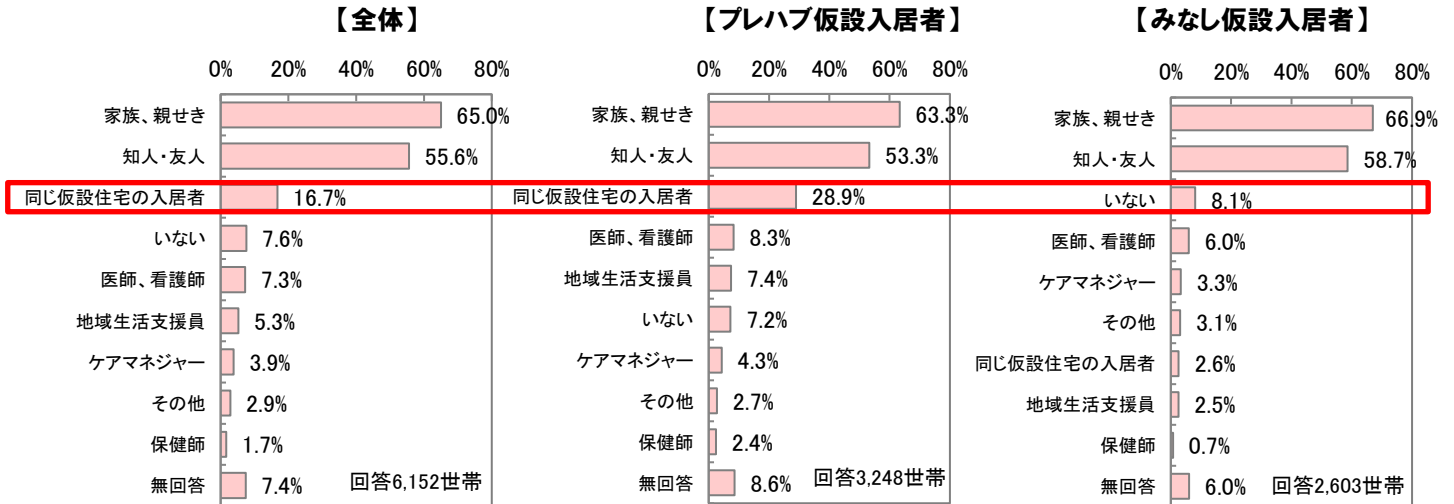


※プレハブ仮設入居世帯の回答は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の8世帯の回答を含む

▲医師・看護師、保健師、心のケア専門職などへの相談希望

④身近な話し相手の有無

- ・身近な話し相手としては、7割弱の方が、「家族、親せき」を挙げている。次いで、「知人・友人」が5割以上と多い。
- ・プレハブ仮設入居者の場合は、3割弱の方が「同じ仮設住宅の入居者」を挙げている。
- ・一方、身近な話し相手がいない方は、1割弱と少ないが、みなし仮設入居者では3番目に多い。



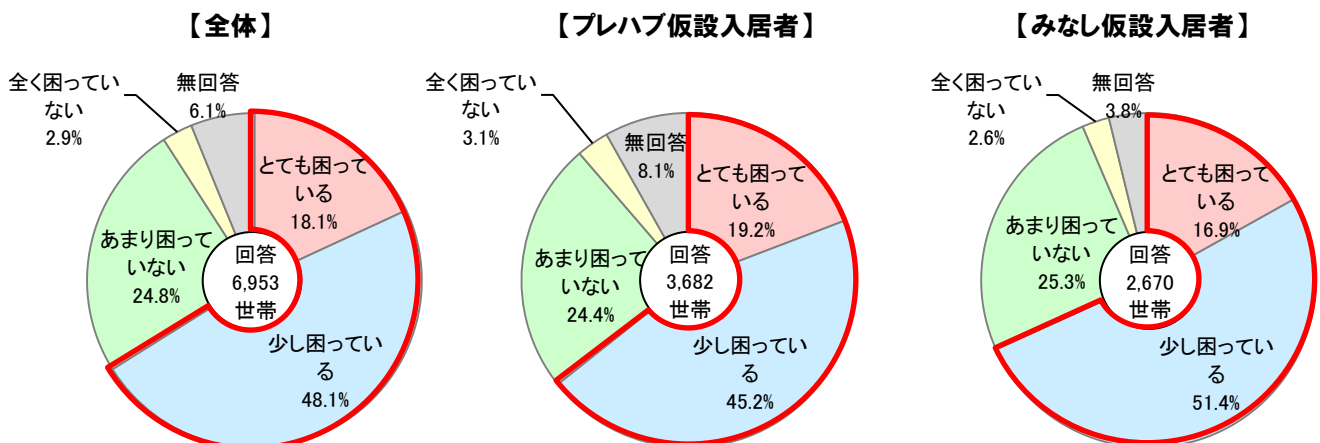
※プレハブ仮設入居世帯の回答は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の8世帯の回答を含む

▲身近な話し相手 (複数回答あり)

(4) 生活・経済・就労に関する意向

①現在の経済状況

- ・経済的に困っている世帯(とても困っている+少し困っている)が7割弱を占める。
- ・「とても困っている」とする世帯も2割弱を占め、プレハブ仮設入居者の方が、若干その割合が高い。



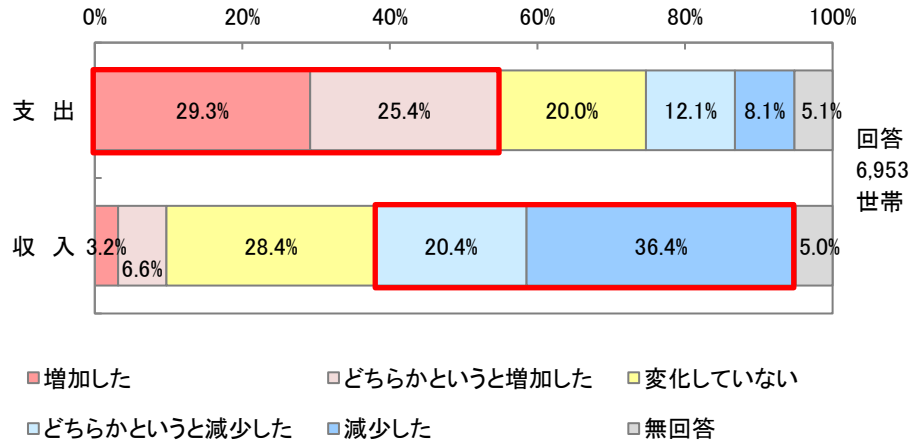
※プレハブ仮設入居世帯3,682世帯は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の8世帯を含む

▲現在の経済状況

②震災前と現在の生活費における支出と収入の変化

- 震災前と現在の生活費を比較すると、支出が増加した世帯、収入が減少した世帯は、それぞれ6割弱となっている。

【全体】



【プレハブ仮設入居者】



※プレハブ仮設入居世帯 3,683 世帯は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の 8 世帯を含む

【みなし仮設入居者】

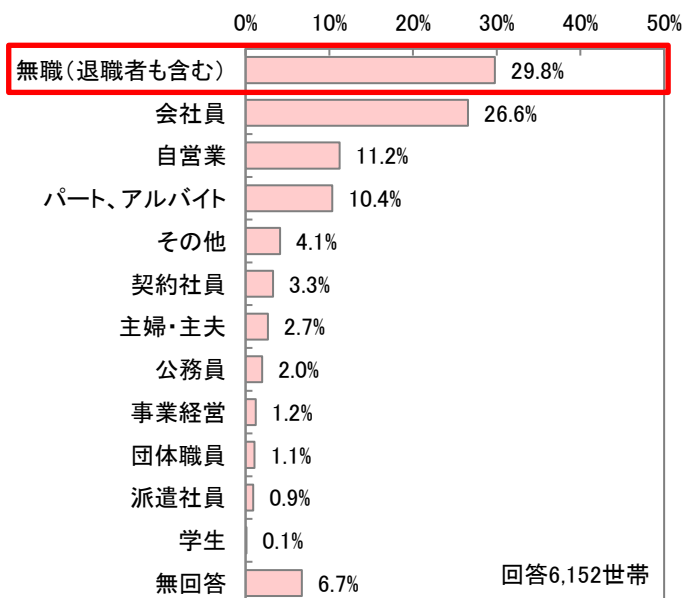


▲震災前と現在の生活費における支出と収入の変化

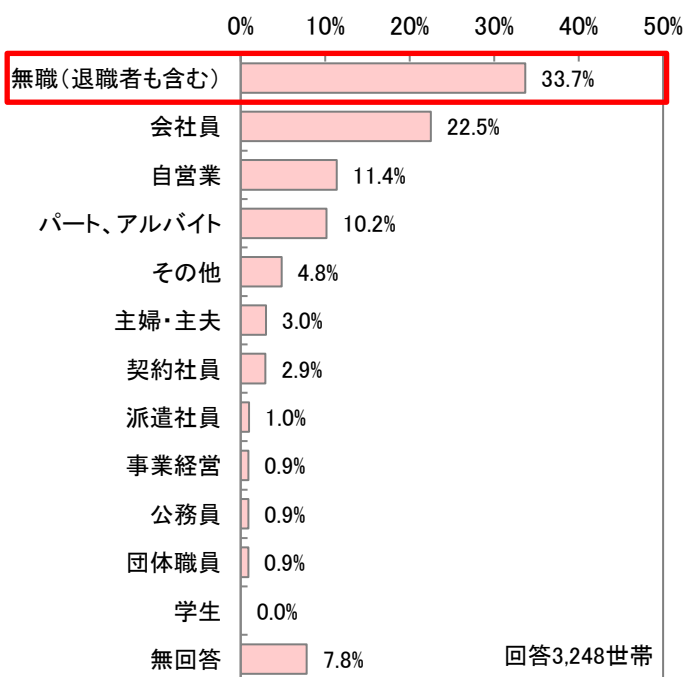
③主たる生計者の現在の職業

・ 応急仮設住宅入居世帯の主たる生計者の職業のうち、最も多いのが無職（退職者も含む）だが、みなし仮設入居者では会社員が最も多くなっている。

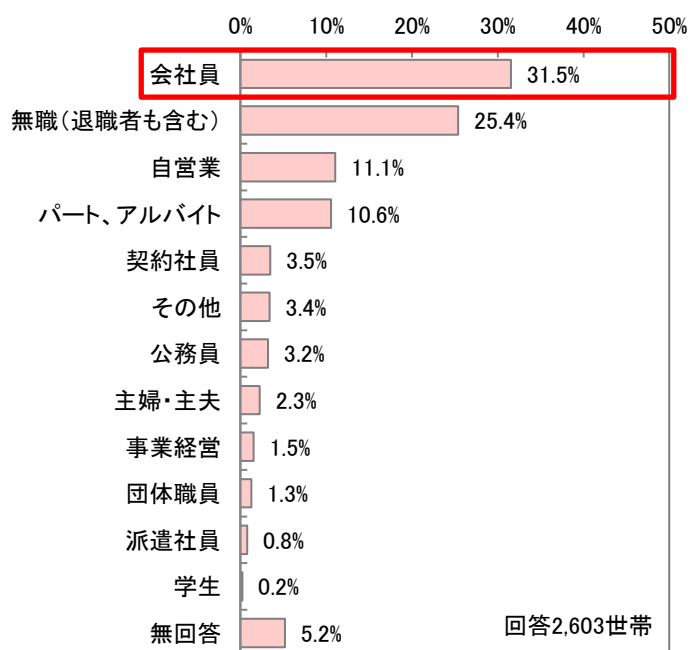
【全体】



【プレハブ仮設入居者】



【みなし仮設入居者】



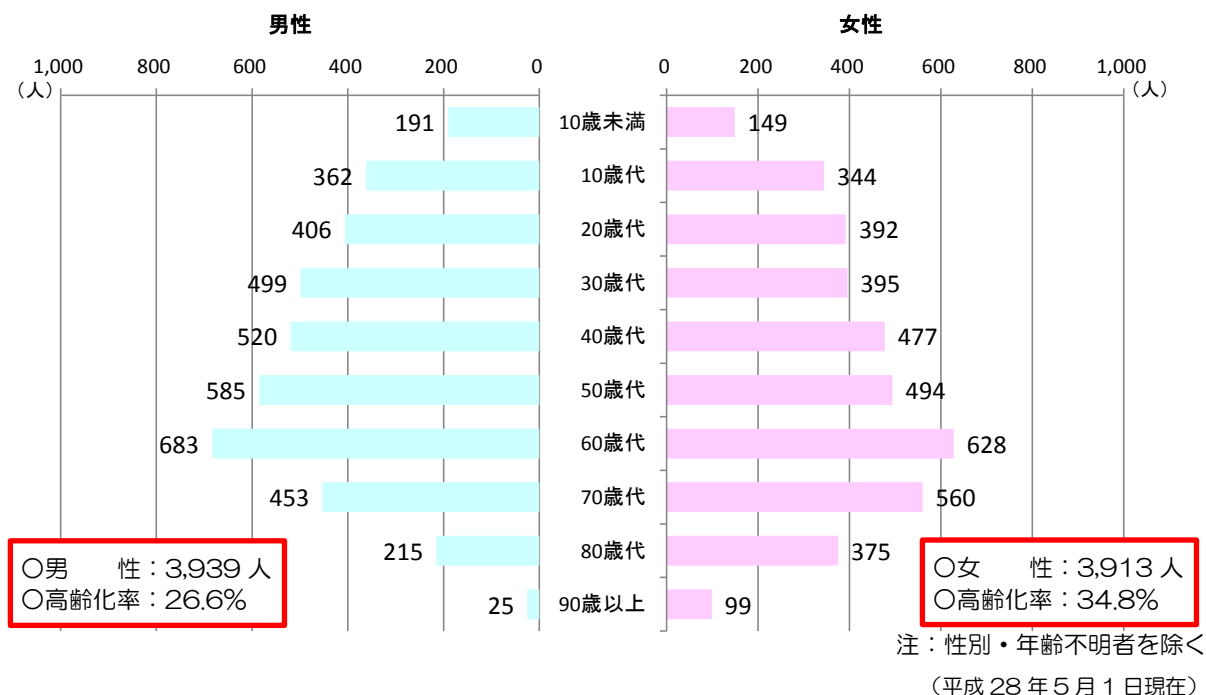
※プレハブ仮設入居世帯の回答は、市外で被災し、市内プレハブ仮設入居の8世帯の回答を含む

▲主たる生計者の現在の職業

2. 応急仮設住宅の入居状況(5月1日時点)

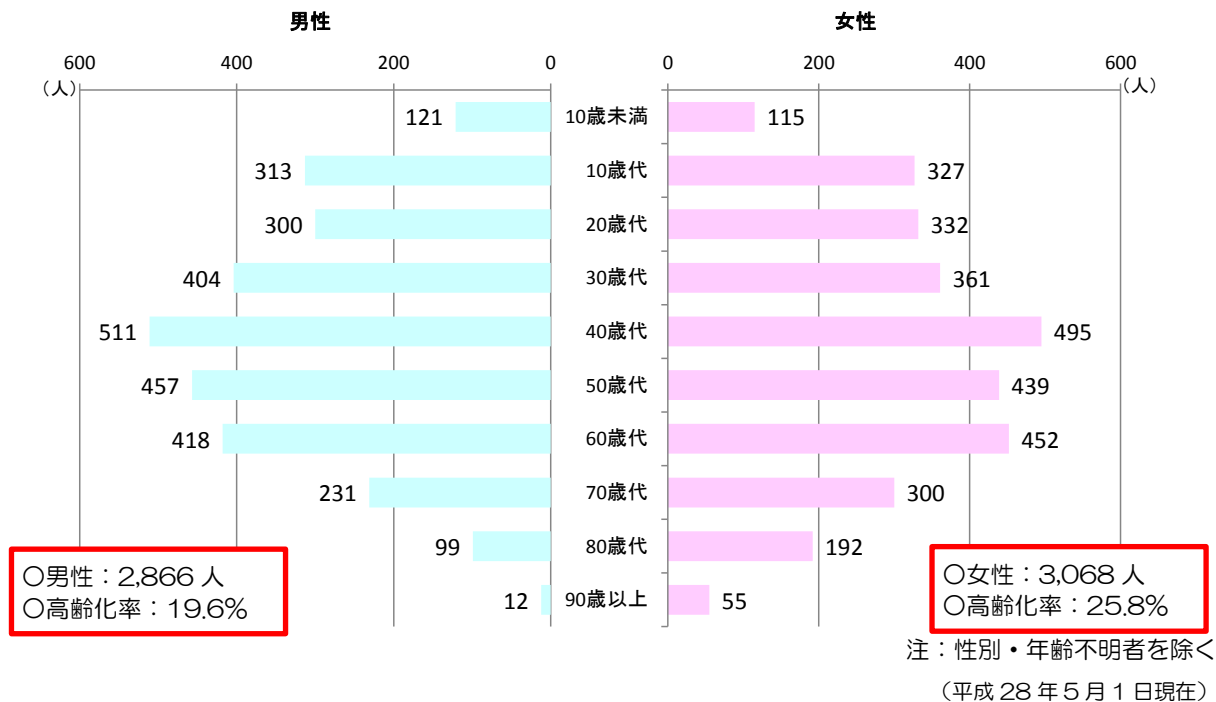
(1) 入居者の属性

① プレハブ仮設団地



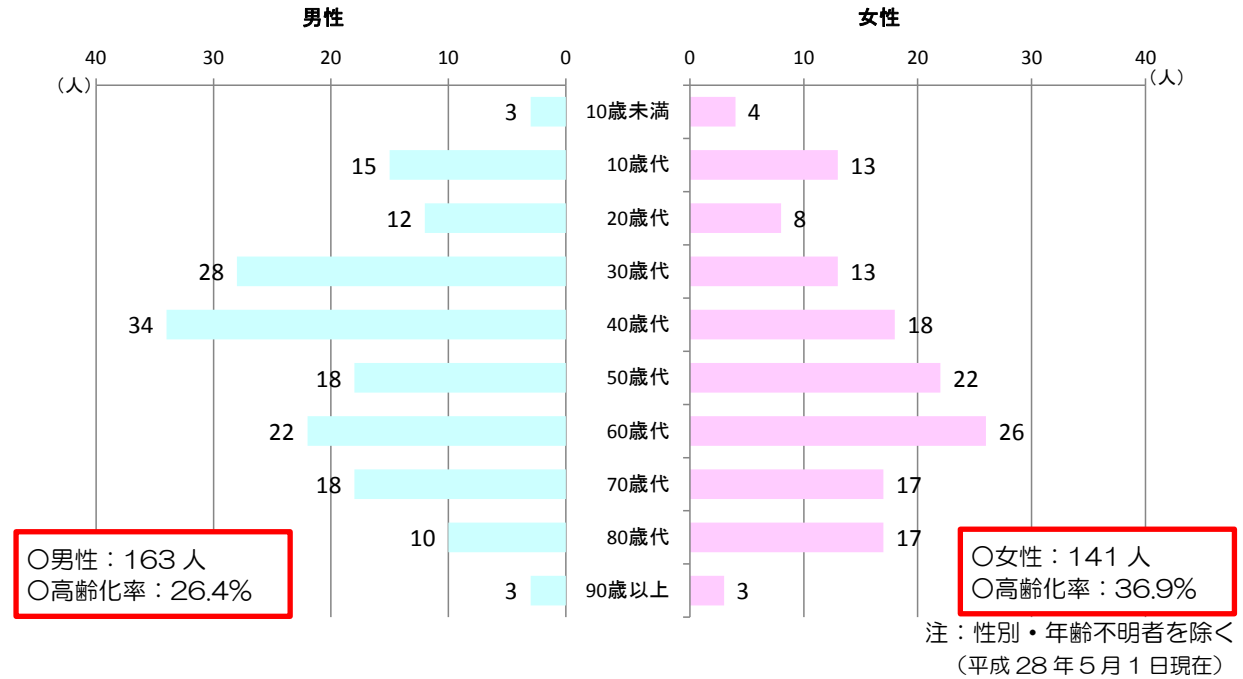
▲プレハブ仮設入居者の男女別年齢構成

② みなし仮設団地



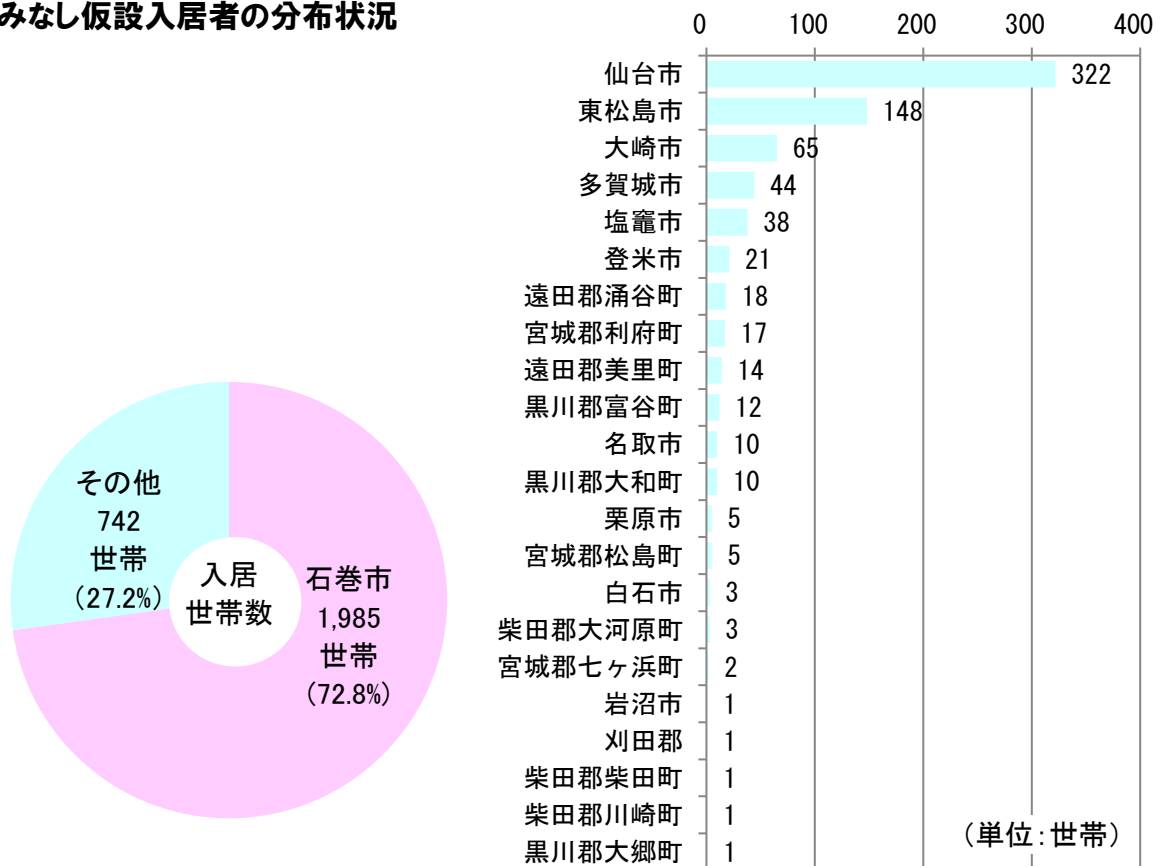
▲市内みなし仮設入居者の男女別年齢構成

③市外プレハブ・県外みなし仮設団地



▲市外プレハブ・県外みなし仮設団地入居者の男女別年齢構成

(2) みなし仮設入居者の分布状況

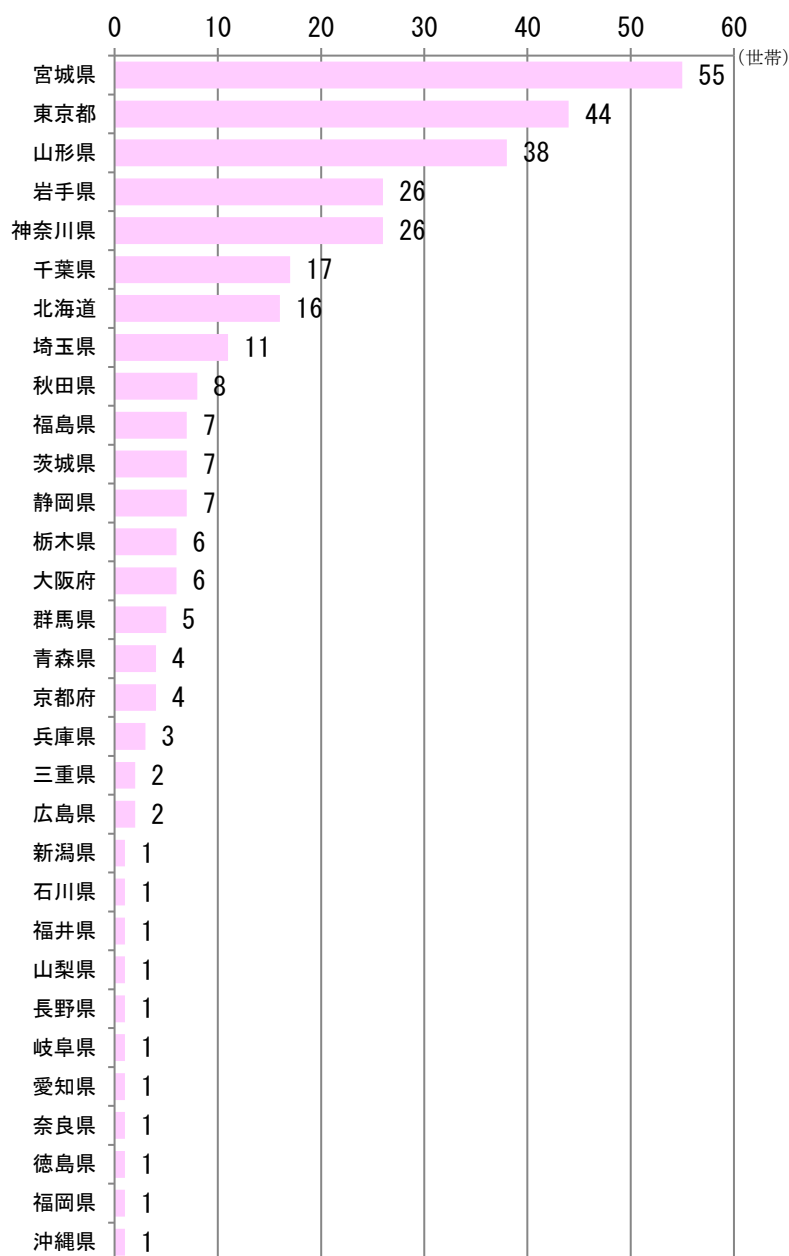


▲みなし仮設住宅入居者の分布

▲石巻市以外のみなし仮設入居者の分布

(平成28年5月1日現在)

(3) 市外プレハブ仮設・県外みなし仮設の入居状況



(平成 28 年 5 月 1 日現在)

▲市外プレハブ・県外みなし仮設入居者の分布

3. 生活再建支援策

P. 10～P. 12 の生活再建状況ごと支援策と内容

(1) : 住まいを再建した世帯 (2) : 住まいの再建意向が決定している世帯 (3) : 住まいの再建意向が未決定の世帯

I 住まい		「○」: 課題対応の関連事業 「◎」: 課題対応の主な事業				
細目	支援策	支援の内容	(1)	(2)	(3)	
① 自宅再建支援	住まいの復興給付金	平成 26 年 4 月の消費税率引上げにより、被災者の住宅取得や被災した住宅の補修に係る消費税負担増加分に対し給付金を交付する。	○			
	二重ローン対策	被災した住宅にローンを有する方が、新たなローンを利用して住宅を再建する場合に補助する。	○			
	防災集団移転促進事業	災害危険区域内に居住している方と東日本大震災時に居住していた方が、市で整備する住宅団地に移転される際に、住宅再建に係る資金を借入した場合の利子相当額、除却及び移転等に要する費用を限度額内で補助する制度		○	○	
	がけ地近接等危険住宅移転事業	災害危険区域内に居住している方と東日本大震災時に居住していた方が、市で整備する住宅団地ではなく、任意に戸別移転される際に、住宅再建に係る資金を借入した場合の利子相当額、除却及び移転等に要する費用を限度額内で補助する制度		○	○	
	東日本大震災被災者危険住宅移転事業	災害危険区域内の被災世帯であっても、災害危険区域の指定日前に再建したことにより、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業の支援を受けることができない被災者を対象とした石巻市独自の補助制度		○	○	
	東日本大震災被災者住宅再建事業	市内全域の被災世帯(半壊以上)を対象とした石巻市独自の補助制度	○	○	○	
	被災者生活再建支援制度(加算支援金)	住宅の再建方法に応じて支援金を支給する。		○	○	
② 公的住まい対策	復興公営住宅整備事業	東日本大震災により住宅を滅失し、自力での住宅再建が難しい方々を対象とした公営住宅を供給する事業		○	○	
	共助型復興公営住宅の整備	入居者が交流しやすい復興公営住宅を整備		○	○	
	市営住宅及び県営住宅の活用	自力での住宅再建が困難な応急仮設住宅入居者等に対し、市営住宅等を提供する。			○	

③	住まいの移転支援	復興公営住宅等移転補助金	応急仮設住宅から復興公営住宅等への移転費用を補助する。		○	○
	自立再建相談支援	仮設住宅被災者自立生活支援事業	仮設住宅からの自立のための円滑な移転を支援するため、自ら恒久住宅へ移転する時期、方法等の道筋を立てられない障害者、高齢者等で構成されている世帯(自立困難世帯)や、結果的に自立の道筋が未定となっているその他の世帯(自立未定世帯)に対し、情報提供、相談、手続き等の支援を行う。また、不動産業界との連携や各種相談窓口による情報提供及び相談対応を行う。		○	◎
		ワンストップによる各種相談、情報提供等	市役所 3 階(35 番～37 番窓口)に被災者の生活再建支援に係る補助金、復興公営住宅、防災集団移転促進事業等の受付窓口を設置し、各種相談、情報提供等を行う。		○	◎
		市外みなし仮設からの帰還支援	市外への避難生活を余儀なくされている方々に対して、県と連携し、復興や住環境の状況等の情報を提供するとともに、帰郷を希望する避難者が安心して本市に戻ることができるよう支援する。		○	◎

II 健康・福祉

「○」：課題対応の関連事業

「◎」：課題対応の主な事業

細目	支援策	支援の内容	(1)	(2)	(3)
① 健康調査・健康維持増進	健康調査	応急仮設住宅入居者の健康調査を行い、フォローが必要な方へ訪問等による健康支援を行う。 復興公営住宅入居者に看護師等による訪問健康調査を行い、フォローが必要な方へ専門職等による健康支援を行う。	◎	○	◎
	各種検診	早期発見・早期治療のための定期的な各種健(検)診を行う。	○	○	○
	2次避難者検診・予防接種費用助成事業	本市が行っている各種健(検)診及び予防接種を、被災者が避難している市町村の医療機関等で受診・接種した場合に自己負担額を助成する(上限有り)。	○	○	○
	社会福祉士等相談支援	日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関し、社会福祉士による相談支援及び関係機関との連絡調整を行う。	○	○	◎
	心のケア専門職による支援	震災後に多く発症する、うつ病、アルコール問題、孤独死、自殺などを予防するために精神保健福祉士等の心のケア専門職による訪問や相談を行う。	◎	○	◎
	保健師等による訪問指導	保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士が地域に出向き、個々の健康状態に合わせた保健、栄養、歯科保健等の指導を行う。	◎	○	◎

		健康相談・健康講話	保健師、栄養士、歯科衛生士が地域に出向き、生活習慣病重症化予防や生活習慣食生活改善及び歯科保健等に関する健康相談、健康講話を行う。	○	○	○
		運動による健康づくり	生活習慣病予防や生活不活発予防のために、運動普及リーダー等の協力により運動に関する講話や実技等を行う。	○	○	○
		まちの保健室	街中の人が集まりやすい商業大型店舗等を会場に、買い物ついでに気軽に相談や健康チェックができる場を設け、看護職による血管年齢や体脂肪、血圧等の測定及び健康相談を行う。	○	○	○
		看護師等相談支援	看護師等による保健医療の相談支援関係機関との連絡調整を行う。	○	○	○
		障害者相談支援	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う。	○	○	○
	保健推進等リーダー育成・自主活動支援	健康づくりに関するリーダー育成	地域での健康づくりや生活習慣病予防を推進するため、保健推進員、食生活改善推進員、運動普及ボランティア等を育成し、普及活動を行う。	◎		
		健康づくりのための自主グループ活動支援	地域で運動普及リーダー等の協力を得て、地域のつながりをつくるため、健康づくりを切り口とした住民主体のコミュニティ形成の支援を行う。	◎	○	◎
②	福祉対策	高齢者等ケア付き仮設住宅	一般の仮設住宅での生活が困難と認められる高齢者等に対し、ケア付き仮設住宅を提供する。		○	◎
		成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断力が不十分な方に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図る。	○	○	○
		日常生活自立支援 (まもり一ぶ)	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。	○	○	○
		虐待防止センター	児童、高齢者、障害者への虐待やDV被害の相談対応や各種施策を総合的に迅速かつ適切に行い、被虐待者の権利を擁護する。	○	○	○
③	介護予防の普及・啓蒙	介護予防教室、地域介護予防教室	高齢者等を対象に、介護予防のための運動、栄養改善、口腔機能向上、認知症、うつ予防のプログラムを取り入れた内容を実施し、日中の居場所づくりの支援を行う。	○	○	○

	地域介護予防活動支援事業	高齢者等を対象にした日中の居場所づくり、定期的なサロン等の通いの場を提供する住民主体の活動に対し補助する。	◎	○	○
	通所型サービス支援	要支援者を対象に介護予防・生活支援サービスを提供する、住民主体の通所型サービスに補助する。	○	○	○
	地域包括支援センター	市内 12 か所にあり、介護・福祉・医療・健康など様々な面から高齢者や家族を支える地域の中核機関として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の各専門職が連携して、総合相談支援業務を行う。	◎	○	○

Ⅲ 暮らし向き

「○」：課題対応の関連事業

「◎」：課題対応の主な事業

細目	支援策	支援の内容	(1)	(2)	(3)
① 就労支援	就職相談会	ハローワークと共催による集会所等での就職相談会や、仮設住宅訪問時の情報収集、情報提供を行う。	○	○	◎
	被災地域テレワーク推進事業	震災により生活・労働環境が激変した求職者に対し、自宅や仮設住宅等でパソコン、インターネットを使って仕事ができる仕組みを提供する。	○	○	○
	高齢者就業支援	シルバー人材センターの活用などにより、定年退職後などの高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。	○	○	○
	就労支援NPOと連携	心の不調を抱えた若者の就労、就学支援を展開するNPOと連携する。		○	◎
	生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じる。	○	○	○
	自立支援教育訓練給付	ひとり親家庭の主体的な能力開発を支援するもので、対象教育訓練を受講し修了した場合、経費の一部を支給し、自立促進を図る。	○	○	○
	高等職業訓練促進給付金等	ひとり親家庭の就業支援や生活安定を目的として、資格を取得するため 2 年以上養成機関で修業する場合に、2 年を上限として毎月給付金を支給するとともに、訓練終了後に入学修了一時金を支給する。	○	○	○
② 経済的支援	被災者生活再建支援制度（基礎支援金）	住宅の被害程度に応じて支援金を支給する。		○	○
	災害援護資金貸付	生活立て直しのための資金の貸付を行う。		○	○
	生活復興支援資金	低所得者世帯の生活の復興を支援するため、当面の生活に必要な経費等の貸付けを行う制度		○	○

		生活保護制度	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。	○	○	○
IV コミュニティ				「○」：課題対応の関連事業 「◎」：課題対応の主な事業		
細目	支援策	支援の内容	(1)	(2)	(3)	
① 自治会や団地会 設立支援	復興公営住宅におけるコミュニティ形成支援	復興公営住宅入居者のコミュニティ形成のため、入居前に予定者の顔合わせや周辺住民との交流会を開催、団地会の設立を支援する。	○	○		
	復興公営住宅関連自治会設立サポート事業	新市街地(あけぼの北・新蛇田)の復興公営住宅入居者と土地分譲戸建再建者の交流会や自治会設立のためのサポートを行う。	○			
	コミュニティ支援専門員の配置	新市街地(新蛇田・あけぼの北・新渡波・新渡波西)における役員の掘り起し、自治会等設立のアドバイスなどコミュニティの基盤づくりを行う。	◎			
地域の新コミュニティ形成支援	コミュニティ形成支援補助	町内会等の住民主体で開催する交流事業やイベントなどに助成する。	○	○	○	
	復興公営住宅コミュニティ形成促進事業	住民自治組織が主体となり、復興公営住宅入居者及び地域内住民のコミュニケーションづくり(交流事業・イベント)を推進するために実施する取組みを支援する。	◎			
	地域づくりコーディネート事業	市民公益活動団体が主体となり、住民主体による地域づくりやコミュニケーションづくりを推進するため継続的に実施する事業に対して補助金を交付する。	◎	◎	◎	
	復興公営住宅におけるコミュニティ形成支援(再掲)	復興公営住宅入居者のコミュニティ形成のため、入居前に予定者の顔合わせや周辺住民との交流会を開催、団地会の設立を支援する。	○	○		
	カーシェアリング・コミュニティ・サポート	仮設住宅及び在宅避難地区におけるカーシェアリング活動の支援、仮設住宅自治会連合会活動の支援を行う。		○	○	
	住民の交流の場づくり	高齢者等の閉じこもり予防を主眼とした交流の場を設け、続けることができる運動等を通じた健康づくりなど地域のボランティア活動を推進するため、住民による主体的な取組みを支援する。	◎	○	○	
	応急仮設住宅等生活相談支援	市内を16の民生委員・児童委員協議会担当地区に地域福祉コーディネーター(CSC)、地域生活支援員等を配置し、地区内の応急仮設住宅復興公営住宅を中心に相談支援、見守り事業等を実施するとともに在宅自立支援対象者に対し各種情報提供などの生活支援を行う。	◎	○	◎	

		地域づくり基金助成	一定の要件を満たす団体が行う市民と行政との協働のまちづくり事業や市全域のまちづくりに寄与する地域コミュニティ活性化事業に対し支援する。			
		集会所等コミュニティ施設復旧整備助成	地域コミュニティの再生・形成に不可欠である集会所を新築・改修等する場合や、集会所としての用地取得等に助成する。	○		
②	見守り	民生委員・児童委員活動推進	地域福祉活動や、民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて、福祉サービスを必要とする人の把握に努める。	◎		
		見守りシステム(緊急通報)	日常生活上の不安があるおおむね65歳以上のひとりぐらしの被災者が住む応急仮設住宅、復興公営住宅等に緊急通報システムを設置する。	○	○	○
		支え合い活動支援助成	引きこもり、孤立等のリスクを軽減するため、既存のサロン活動グループや新たに互助活動やサロン活動を始めようとするグループが行う小地域福祉活動(地域住民が主体となって地域福祉の増進につながる活動)に助成する。	◎		
		応急仮設住宅等生活相談支援(再掲)	市内を16の民生委員・児童委員協議会担当地区に地域福祉コーディネーター(CSC)、地域生活支援員等を配置し、地区内の応急仮設住宅復興公営住宅を中心に相談支援、見守り事業等を実施するとともに在宅自立支援対象者に対し各種情報提供などの生活支援を行う。	◎	○	◎
③	生活の生きがいづくり	既存イベント支援	多くの市民が地域への関心を高め、仲間づくりやさまざまな地域福祉活動への参加につながるよう、自治会活動や地域行事、生涯学習やスポーツ活動等を支援する。	○		
		高齢者スポーツ大会	石巻市老人クラブ連合会等が主催する高齢者スポーツ大会を後援するなどし、高齢者がスポーツを通して健康の保持・増進と相互の親睦を図り、老後の生きがいを高めることを支援する。	○	○	○

■発行年月／平成 28 年 6 月

■編集・発行／石巻市

〒986-8501 宮城県石巻市穀町 14 番 1 号

TEL 0225-95-1111 (福祉部生活再建支援課)

FAX 0225-94-5022

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>
